

## 平成23年第4回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程(第2日目)

平成23年12月14日(水曜日)

午前9時30分開議

#### 第11 一般質問

第4 議案第58号 平成23年度訓子府町一般会計補正予算(第7号)について

第5 議案第61号 平成23年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

第6 議案第62号 平成23年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

第7 議案第59号 平成23年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

第8 議案第60号 平成23年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

第9 議案第63号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第64号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

#### 追加日程

意見書案第8号 TPP交渉参加に反対する要望意見書

○出席議員（10名）

1番	橋本憲治君	2番	佐藤静基君
3番	工藤弘喜君	4番	河端芳惠君
5番	余湖龍三君	6番	安藤義昭君
7番	小林一甫君	8番	西山由美子君
9番	山本朝英君	10番	上原豊茂君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	林秀貴君
企画財政課長	森谷清和君
町民課長	佐藤純一君
福祉保健課長	八鍬光邦君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	伊田彰君
上下水道課長	竹村治実君
会計管理者	平塚晴康君
教育長	山田日出夫君
管理課長	山内啓伸君
社会教育課長	上野敏夫君
社会教育課業務監	元谷隆人君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野宏君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君
農業委員会長	谷本茂樹君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局主任	小林央君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

仁木選挙管理委員長から、欠席する旨の報告がありました。

なお、仁木選挙管理委員長については、本日から今定例会の閉会まで欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎行政報告（質疑に対する答弁保留事項の答弁）

○議長（橋本憲治君） 一般質問に先立ち、建設課長から昨日の行政報告の質疑に対し、答弁の保留があった件について、答弁の申し入れがありましたので、発言を許します。

建設課長。

○建設課長（伊田 彰君） 昨日、行政報告の2項目、北海道横断自動車道の全体事業用地として、どのぐらいあるのかということで、開発建設部と資料の調製に手間取っていましたので、本日のご報告となります。

内容につきましては、宅地、2,880.57㎡、畑、22万3,675.05㎡、採草地、16万6,264.02㎡、山林、58万831.38㎡、その他、雑種地、原野、道路成、水路成、川成、あわせて5万972.24㎡、総トータルといたしまして、102万4,623.26㎡、およそ102町歩でございますので、ご報告いたします。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第11、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

10番、上原豊茂君の発言を許します。

10番、上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 10番、上原です。通告書に従いまして私の一般質問をはじめさせていただきます。質問は、1点であります。

行政運営に関わる財源確保と住民生活支援の施策についてであります。

国の基本方針が揺れ動く中で、地方自治体への交付金・補助金政策の見通しが極めて不透明な状況にあると思います。

また、町の事業所の廃止・縮小などによる人口減を含む歳入の減少は、町の財政に影響を与えていくものと思われまます。

加えて、町税・使用料等の未収状況も大変気になるところです。歳入の安定的な確保は、行政運営の中で住民生活に関わるサービスの充実に大きく影響すると考えます。

政府が参加表明をしたTPP参加への賛否は、意見の分かれるところですが、町としては、大きなダメージを受けると思われまます。

さらには、年金制度の改悪や消費税の増税が実施されると住民の日々の生活に直接負の影響が出て、生活環境の悪化は避けられません。

このような状況で、町民は、町が行うさまざまな施策に期待するでしょうから、町が担う役割は、さらに大きくなると思います。

これらの思いに応えるべく基本的方向や具体的施策を明らかにするべきと考え、町長の所信を伺いたいと思います。

1点目は、町の財政に関わる国や道の予算見通しと当町事業計画遂行に向けての今後の取り組みについてであります。

2点目は、町の財政に関する税・使用料の恣意的未納者への対応について。

3点目は、環太平洋連携協定への参加・年金制度改革・消費税増税による町への影響をどのように想定し、町として対応をどのように考えているのか。

4点目は、生活困窮者への支援施策について。

この4点について、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。

それでは、上原議員からご質問のございました「行政運営に関わる財源確保と住民生活支援の施策について」について、4点にわたりお尋ねがございましたので、答弁をさせていただきます。

1点目に、「町の財政に関わる国や道の予算見通しと町の事業計画遂行に向けての今後の取り組み」についてのご質問でございます。

まず、国の平成24年度概算要求につきましては、東日本大震災への対応に追われたため、例年8月末までの期限を9月末までと1カ月延期するなど、予算編成作業が遅れ、現時点で地方財政計画、北海道開発予算などが明らかになっていない状況にあります。

地方財政に関しては、国の財政運営戦略に定める中期財政フレームにより、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成23年度の水準を下回らないこととしており、概算要求段階における平成24年度地方財政収支の仮試算では8兆1兆9千億円と前年度を6千億円下回っているところでございますが、子ども手当の制度変更の影響分などを差し引くとほぼ前年度同額となっている状況でございます。

ただし、東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源が別枠で果たして確保されるのか、本年度は前年度繰越金として、1兆円ありました地方交付税特別会計において、震災対応で特別交付税措置が実施されたことなどにより、次年度への繰越金が見込めない中で、地方交付税の財源が十分確保されるのか、そのことによる地方への影響が懸念されるところでございます。

北海道は、平成22年度決算において、借金返済の割合を示す実質公債費比率が24.1%と全国ワーストワンで早期健全化基準すれすれの危険水域にあり、歳出の削減を中心に予算編成にあたるなど、厳しさが増していますが、地方交付税や国庫補助制度など国の予算とも連動しており、不透明な状況にあります。

当町の事業計画遂行に向けての取り組みにつきましては、投資的事業あるいは新規のソフト事業などに関しては、総合計画実施計画により事業計画の調整を行っているところでございます。

今後は、国・道の予算がさらに厳しくなることが予想され、また、地域主権改革が進む中で、財源確保をしっかりと行い、起債償還や維持管理経費など将来負担も見据えた中

で、事業を選択実施してまいります。

さらに、まちづくりの視点にも立って、必要性の高い施策をより効率的かつ効果的に進めるため、戦略性をもって計画の遂行にあたることとしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、2点目の「町税や使用料の恣意的未納者への対応について」というお尋ねですが、町税や使用料の未納者に対しては、積極的な接触に心掛け、納付を促しているところですが、恣意的な未納者がいるのかどうかの見極めは難しいところです。

悪質な未納者と思われる者に対しては、預金調査や就労先への給与照会などを行うなどの対応を行っており、町道民税にあつてはオホーツク総合振興局北見道税事務所との連携により未納の解消に努めているところでございます。

今後においても、町民の皆様には税や使用料などに対する不公平感を持たれることのないよう対応してまいります。

3点目に「環太平洋連携協定への参加・年金制度改革・消費税増税による町への影響と町としての対応をどう考えているのか」とのご質問がございました。

環太平洋連携協定、いわゆるTPP問題に関しては、議員もご承知のとおり21に及ぶ交渉分野があり、交渉によっては、輸入農産品の関税撤廃による農業及び関連業種など地域経済への影響だけではなく、原産地規制や遺伝子組み換え作物の表示の見直しなど国民生活にとっても多大な影響を受けることとなります。

町でも今年3月には、東京大学大学院の鈴木宣弘教授を迎えての特別講演、11月には町制60周年を記念して、経済評論家の内橋克人氏を迎え講演会を開催し、TPPの問題点や影響について、町民の皆さんと一緒に理解を深めてきたところでございます。

また、年金制度改革・消費税増税に関しては、政府・与党において、給付と負担のバランスを前提に、年金改革、子ども・子育て支援、医療・介護サービスなどの社会保障分野の制度設計を行う一方で、安定財源確保のため、消費税率を引き上げるなど社会保障と税の一体改革に取り組んでおりますが、現時点で税率や引上げ時期などは、具体的に明示されていない状況にあります。

このため、具体的な影響について申し上げる段階にありませんが、いずれにしても、町民の生活を守り、福祉を後退させないという私の基本姿勢は変わりませんので、状況に応じて町村会やオホーツク圏活性化期成会などを通じ、あるいは町を代表して国に直接、改善などを求めていきたいと考えているところでございます。

次に、4点目の「生活困窮者への支援施策」についてお尋ねでございます。

人間、誰しも健康で豊かで平穏な生活を送れることを願うものであると思いますが、長引く景気の低迷により、会社の倒産や事業縮小等によるリストラ等により、安定した生活を営むことが難しくなる状況もあるかと思えます。

そのような時に不幸にして、突然の事故や病気により、医療費が嵩み、さらに生活を圧迫することが考えられるところでありますが、そうした一時的な医療費の手助けをするための制度として「生活困窮世帯に対する医療費の一部を助成する要綱」を定めております。

この要綱は、「生活困窮者に対し、医療費の一部を助成することにより、健康で豊かな生活水準の維持と自立を助長し、併せて福祉の増進に資することを目的」としているものですが、対象者につきましては、「当該年度の町民税非課税世帯で、居住の用に供する土地及

び家屋以外の不動産を保有しておらず、町税等の過年度分の未納額がない世帯に属する方」となっております。

助成額につきましては、保険給付の対象となる医療費から「入院時食事療養標準負担額及び高額療養費」として支給を受けることができる額を除いた医療費で、診療月ごとに高額療養費自己負担限度額の2分の1を超える額について、助成するものでございます。

具体的に金額で申し上げますと国保加入者で70歳未満の人の場合で、町民税非課税世帯の自己負担限度額は35,400円でありますので、その2分の1の17,700円を超える額が助成の対象となるものですが、例えば、保険給付の対象となる医療費から「入院時食事療養標準負担額及び高額療養費」を差し引いた金額が、30,000円の場合には、自己負担限度額の2分の1の17,700円を超える額が対象となりますので、12,300円の助成をすることになるものでございます。

この制度につきましては、平成10年4月1日から施行されておりますが、助成の実績はないところであります。

その要因として考えられますのは、相談される方につきましては、町税等の滞納がある方ばかりでありまして、この要綱の要件に合致しないことによるものと思われませんが、相談の内容によりましては、生活保護の相談として受け付け、場合によっては保護申請につなげる対応をしているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） ただいま、私の質問に対する回答をいただいたところでありますが、まだまだ国も含め、不透明な部分がたくさんある訳であり、これといった明解な回答はできないと思いますが、いずれにしても訓子府町の事業計画等については、それなりに進めていかざるを得ない状況とっております。そのような意味では、この予算確保が、最大の条件になってくると考えております。その辺から考えますと例えば、今1つひとつの事業に対し、計画的な年次を提示しているものもありますし、将来、これをしなければならぬとの提案がなされている部分も多々ある訳であります。これらに対し、例えば、予算が先ほど町長の回答にありましたように極めて不透明、まず、道の財政状況のひっ迫さから、なかなかその関連する国の補助金等を持ってこられないことも出てくると思います。そのような状況になった時、うちの町の事業計画をどのような形で選択していくのか。その選択の方法について、例えば、まちづくり推進会議なるものを諮問機関として持っている訳ですが、その中で、例えば、調整していくのか。もっと別な形で町として、町民の理解を得ながら、その事業遂行の選択をしていくのか。その辺について、どのような手法をとっていくのかをお聞かせいただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私は、地方自治体の政策の優先順位は、憲法で定めている25条と26条に掲げております1つは、生存権の問題、そして、教育を受ける権利を国はそれらについて、責任を負って進めなければならないことが明記されておりますので、地方自治体においても、それは例外ではない。すなわち、町役場の基本的な仕事は、第一義的に人々、町民が生きていく上での生存権を可能な限り確保することと教育を後退させてはな

らないことが一義的な問題である。その次に出てくるのが、産業や環境やさまざまなものを可能な限り町民のために、町民の生活の暮らしの向上のために施行していくのが、私は、地方自治体の役割ではないかとまず第一義的に考えております。

2点目に議員からもご指摘のように国の状況、しかも北海道の財政状況は、全国でナンバーワンの悪化の状況をたどっているは、今さら申すまでもありません。それは、私どもについても、いろいろな状況が出てきております。

例を2つあげさせていただきます。

1つは、私が、町長就任以来、農業に基盤整備事業、土地改良事業は、極めて大切ということを訴え続けております。農業の総額予算がTPP問題やいろいろな状況があるにもかかわらず、平成20年度の自民党政権時代、2兆6千億円、それ以来、2兆5千億、さらには、民主党政権になってから、2兆4,500億円、2兆2,700億円、今、24年度の概算要求では、2兆3,200億円等々のおおよそ2兆5千億円を推移している状況であります。この基盤整備事業には、かつて平成21、21年度に国の総額予算で5,772億円あったのが、今年、平成24年度の予算要望枠でみても2,222億円の状況です。半額以下になっているということです。これは、従来、5年単位で畑総事業の暗渠<sup>あんきょ</sup>や明渠<sup>めいきょ</sup>などの事業をやってきたものが、今後15年かかることが財政的な状況から明らかであります。かつては、先生方にお願ひし、予算を確保すれば何とかやれた時代から、もはやそのような状況ではない。今、第3期の畑総事業が平成23年度をもって、おかげさまで終了することがほぼできそうであります。24年度に計画、25年度からの実施でいきますと北海道庁は、1年あたり10億円をマックスの金額としておりますから、うちの町の第4期の農業基盤整備事業は、おおよそ60億円の計画として、農家の方からの希望調査が今あがってきております。それを10億円をマックスでいきますと大体、6期成会をつくっていかなければならないという状況であります。それは、60億円ですから、10年間でやることになりまして最終的に完成するのは、今年が平成23年度ですから、14年後、平成40年度にならなかつたら、最終的に今計画であがっている川南地区等の基盤整備事業はもうできない状況でありますから、昨日の道新に出ていますように空知等々の状況の中では、もう国や道の待てない。自分たちで暗渠<sup>あんきょ</sup>の整備や何かをやらなければならないことが、もう現実の問題として、出てきていることは、そのその地域の問題ではない。先般の民主党の政策懇談会においても私は、各市町村長とともに特に、この例を具体的にあげ、政府へ予算の確保を明確にすべきであり、もっと積極的にやらないといけないことも含め、提案をしているところでございます。

さらに、もう1点言いますとこのような事業規模ではございませんが、例えば、今、補正予算であげさせていただいている児童センターであります。これはおおよそ1億円の経費がかかると試算しておりますが、その補助額が4千万円あります。国、道をあわせてです。北海道の予算は、おおよそ、その半分の2千万円ですが、この2千万円の予算も単年度ではなくて、2年度に分けてほしいことを総合振興局から私に先般、幹部が来て申し入れをしていきました。児童センター施設を24年度に建設し、25年度にオープンしようとしている時に、24年度、25年度の2カ年で工事を行い、26年度開設になるとその次の年は、例えば特養の増床、あるいはケアハウス等々の建設等も含め、今、第5次介護保険計画で検討してもらっているところですが、これも遅れてしまう。私の任期中にできる

かどうかも分からない状況が起きてきている。私は、道の幹部職員の方に、その考え方はお返し申し上げ、このままでは、地方自治体で施設計画ができない。たかだか2千万円なり、4千万円の補助が満額つかないような状況であれば、地方自治体として、極端に申し上げますと船舶振興会等々もこの間、行ってまいりましたが、頭を下げてでも財源の確保をしていかなければならないのではないかと道庁にもう一度再考願いたいとお伝えし、帰っていただきました。後日、返答として、慎重審議の結果、保健福祉部としては、24年度の単年度でできるように最善の努力をすると回答をいただきましたが、非常に難しいことは、今、福祉の例も一例としてあげましたが、これからの町政運営の中で、財源を確保することは、非常に難しい。しかし、おかげさまで副町長から基金残高を申し上げましたが、およそ全部の基金を含めて、30億円にいたりました。これらの基金を無駄遣いは、もちろんすることはありませんが、計画的に自主財源を確保しながら、そして、計画的に町民生活にマイナスにならないような施策を着実に、今まで5年かかってやったものが若干増えることがあったとしても、期間の延長があったとしてもやっていかなければならないと考えているのが、基本的なスタンスであります。

それからさらに、財政状況が切迫している中で、どのような形で、その選択をしていくのか。これは、今まで実施しておりました地域懇談会、各地区を4地区に分けたり、来年度からは少し財政も検討しておりますが、むしろこちらから各町内会、実践会の単位会に出かけて行く。その中で意見を集約しながら、各地域懇談会、あるいはまちづくり推進会議で議論していただき、そして、優先順位を一層具体的なものにしていく必要が出てきているのではないかと感じておりますし、最終的には、立法機関であります議会の同意を得て、計画的に総合計画へ基づく仕事を進めていくのが基本的な考え方でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） ただいま、1つの町長の思いと言いますか、これからの取り組みについての考え方を示していただきました。私は、今町長の話聞いて感じたのですが、町民にとって、いろいろな情報がきちんと伝わっていない中で、今、先ほど言いましたいろいろな事業計画を示している。当然、例えば先ほどありました農業基盤整備等についてもそれなりの期待を持っている訳です。その中で、個々、住民が自分の将来に向けてのいわゆる生活設計といえますか、そのようなものも持っていると思います。今の時点で、いろいろな状況を正確に町民へ伝え、その事業の取り組み状況、これからの展開についての状況説明などをきちんとしていく。先ほど出ていましたが、出向いていろいろ町民の意見を聞き、その方向性を模索していく。まさに、ここに座っているのではなくて、町民にきちんと伝えていく手法をこれからさらに深めることが大切ではないかと思えます。その意味では、今、最後に言われたような手法も含め、また、ここに列席されている課長たちも含め、しっかりとそれを受けとめながら、町民と向き合っていたいただきたいと思います。

時間があと30何分ですから、次にいきますが、税金をはじめ、使用料、負担金等々に関する未納の問題であります。

確かに、今回の決算審査特別委員会でもいろいろな状況の説明を受けました。その中で、本当に生活環境の悪化によって、いかんともしがたい苦しい思いをし、未納の状況に

陥っている町民、住民がたくさんいることも事実でありますし、そのような説明を受けました。しかし、中には一般の方で、そのような状況に陥ってない、人と同じような生活をしながら、町民税、国保税、また、その他の使用料、負担金について、未納となっていると思われる方もいるとの説明を受けたところでもあります。その点からしますとこの人たちに対して、この人たちは、恣意的に未納の状況をつくっている人たちについて、毅然として、やはり対応しなければならないと思います。今、前段であったように非常に財政が悪化している国、道、そして各自治体の中では、少なくとも納めてもらえる状況の中では、しっかりと納めてもらうことが大切と思う訳であります。その点で言いますとこの状況把握をしっかりとしていくことが大事と思うのですが、今の段階で、例えば町民税で言いますと町民税、固定資産税、軽自動車税も含め、現年度分で682万2,742円の未収がある訳であります。また、国保税については、現年度分で626万2,906円となっております。これは、単年度分でありますから、滞納分も含めると大きな金額になるのは当然のことです。その点からしますとやはり払ってもらえる状況の方には、きちりと払ってもらおう。そのような対応に対しての考え方、姿勢、また現在行っている状況について、説明いただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） ただいま、税や使用料の滞納者に対する対応とのお尋ねでございますが、現実問題として、非常に厳しい状況であると実感しております。現年度分で大体徴収率が平均98%であると考えておりますが、一方では、現年の未納分600万円程度と今お話がございましたが、現実には、この滞納の累計が現在で、はっきり申し上げまして滞納の累計、4税あわせまして、7,420万円になっているのが実態でございますが、本当に、これをこのままに置いておくことが本当にいいのかという問題がございますが、ただ、現実問題として、差し押さえまでいけるかという実態もございまして、ただ、町民の皆様の不公平感を持たれることがないようにという部分で行けば、税の担当としては、毅然とした対応をとっていきたいと考えてございます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 今、担当課長から毅然とした態度をとっていくと意志表示がありました。当然、このような問題になりますと本来、取り立てでなくて、自ら税金を納める姿勢が当然だと思います。その部分で支払をせまられる側からすると職員に対するいろいろな反発といいますか、あいつは、というような話が出てくると思いますし、現実にはそのような表現も耳にしたことがございます。その点でいきますと私は今なぜこのことを取り上げるかと言うとその取り組みをしなければならない状況の中で、職員が自分の職務として動いている。それが悪者扱いされるようなことがないように、やはり町民皆が状況をきちんと認識していく。それは違うのではないかとそこでその職員に対する批判に対し、町民の中からきちんとフォローしてもらえよう環境づくりが、私は大事だと思います。そのことが税の収納率アップにもつながっていくと思いますので、この手法については、極めて難しいと思いますが、どうか今、私は、あえて滞納の累計額は言わなかった訳です。あまりにも金額が大きいものですから、言わなかった訳ではありますが、課長からお示しをいただきました。今、示されたような状況を町民がきちんと把握することも私は、大切であると思うのです。確かに不公平感、あなたは納めている、納めていないとい

う問題も出てくるかと思えます。その状況も含め、お互いに認識していくことが、これから環境悪化が予測される中では、本当に大切なことと認識していますので、その意味で、今後、そのような情報提供も含め、町民に対する取り組みをする考えがあるのか、ないのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 税の滞納に対する実態を町民にお示しするとのお話と受け賜りましたが、本当に正直、税を担当する者としては、そのような実態があることを皆さんに知っていただきたいですし、また、今、議員が言われましたように正直、徴収は、職員にとって、大変な業務であると認識しておりますし、実際、苦勞しているのも現実でございます。その部分では、議員がそのように職員に対する職員の苦勞をご理解いただいている部分でいけば、ありがたいことと思いましたが、先ほど言われましたように、実際、滞納の実態もございますし、ただ、この中では、議員ご心配のように、本当に生活に困窮されている方も中にはいらっしゃる部分も考えながら、ある意味、慎重に扱いながら、厳しくしなければならないところは毅然とした態度で対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 課長が言いましたように非常に難しい案件と私も認識しております。ただ、1つあるのは、これだけ財政がひっ迫している状況の中で、前段申し上げましたようないろいろな事業の遂行も含め、行政運営にいろいろな支障が生じてくることも、やはり町民として、認識しておく必要があることから、このような提案をさせていただきました。私どもは年に何回も予算、決算に関しても職員の方々からこの未収の状況についての説明を受ける機会がございます。その中では、職員の姿勢、また、住民の置かれている状況も周知している訳ですが、一般の方々については、なかなかその状況の周知ができない中では、ややもすると町民同士で揶揄しあうというようなことも起きてくると思う訳です。その意味では、行政側がきちんとした情報提供、要するにこのような状況があり、この数字が出てきていることも示していく必要があると考えますので、その機会があれば、公に広報へ折り返すことは難しいと思えますが、その情報提供も折に触れてやっていただければと思います。

それでは、次の件であります。先ほどの説明にもありましたように、非常に、まだ国で定まった方向が出ていない点からしますと極めて議論のしづらい案件ではあります。私が心配するのは、例えば、全部この質問内容に関連している訳ではありますが、TPPの問題について考えれば、当然、農業ではなくて、いろいろな関連産業も影響を受けていく。そこで働く人、いわゆるそのことをもって生活を営んでいる住民にとっては、大きな打撃を受ける。今の生活環境の中でも、例えば、農業で言いますと何かの価格が高ければ、すごく農業の納税状況が良いと感じる方もいると思えますが、現実、二極化していると私は感じております。その意味では、本当にこれから起きる変化によって、多くの町民が生活悪化の方向に進むことも考えられるのではないかと思う訳であります。その意味からしますとこのTPP等におけるダメージをしっかりと受け止めていく。そのことも大事であると思えますし、もしここで、これは難しいのかもしれませんが、TPP参加による訓子府町の農業生産なら農業生産でもいいですが、影響試算額がもし出ていけば、示して

いただきたいと思います。

今日の道新にも出ていましたが、アメリカが漁業に対する補助金を全面禁止するようにと提案をしてきたとの記事がございました。おそらく今後、農業やほかの業種についてもそのような姿勢でくると考えますとこれに対する対策をしっかりと持っている必要があると考えますが、その辺について、何らかの方向が示されるのであれば、示していただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、T P Pによる本町の影響試算額が出ていればとのお尋ねをまずいただきました。影響額につきましては、平成22年11月の臨時町議会での招集挨拶の中でも町長から触れさせていただいたものがございます。基本的には、国、あるいは北海道で示しているルールに基づいて積算したものでございますが、影響額の合計では、32億8,500万円と試算をしております。

内訳を若干申しますと米につきましては、生産量の9割が減少することで、4,300万円。小麦については、壊滅的な影響があるとのことで、3億6,700万円。てん菜につきましても壊滅的とのことで、5億3,900万円。生乳につきましては、飲料向けではない訓子府町の生産量は大幅減になるとのことで、20億7,200万円。そのほかに肉用牛等で、2億6,400万円の試算が出てございます。

ただ、これにつきましては、あくまでも単品ごとでございまして、実際には、輪作体系にも影響し、当然すべての作物に影響していくと考えています。

この中には、玉ねぎなどは入っておりませんが、当然、玉ねぎも影響してくることが想定されます。

また、議員からお話にありました農作物に関連する産業にも多大な影響がでることも予測されますが、例えば、集荷の販売業者、運送業者、製糖工場などもございますが、この先ほども言いました32億8,500万円の中には入っていないということでございます。

2点目でお尋ねのありました他の業種の対策部分でございますが、現時点では、まだ具体的な検討、協議なりはしてございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） T P Pの問題も大きな問題であります。最近、テレビ等の報道によく出てくる消費税、年金改革の問題等がからんでくる訳ですが、消費税の関係でいきますと10%上がることによって、うちの町の低所得者の方々にどのようなダメージを与えるかを想像すると非常に、この人たちが食べていけるのかと命を守っていけるのかが頭に浮かんでくる訳であります。

その中で、例えば消費税について、ある新聞に出ている情報であります。平成22年、2010年度の有価証券報告書を基にした推計の数字であります。輸出大企業10社。トヨタ自動車をはじめとした10社の消費税還付金が、年間で8,700億円との数字が示されております。トヨタ自動車については、5年間で1兆3千億円の税の還付があったということでもあります。

さらに言いますと愛知県豊田税務署では、このことによって、収支が逆転している。還付する税額が徴収する税額より多いような状況も生まれているとの報道がございまして。その中で、本当に税金と消費税が上がっていくことが、例えば、福祉につながるのか。福

祉、年金のためにと一定の使い道の表示がありますが、本当にそうなのだろうかとの数字を見た時に感じる訳であります。

しかし、国は、この施策をおそらくどんどん進めていくと思います。年金にしても支給年齢を引き上げすることもございます。この状況が生まれていく中で、もちろん医療費の負担増も言われています。この中で、我が町の年金暮らしの人たち、特に、限定して言えばです。さらにその中でも、国民年金で細々と生活している人たち、この人たちに対する町の施策を打つことの考えを持っていないと結果が出てからでは、その人たちの命を守ることができないのではないかと考える訳ですが、そのことに対する基本的な考えをどのように持っているのかお示しをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 上原議員から、ご質問のあった最初のことも含め、全部関連することでございますので、まとめて少しお話を時間がありますのでさせていただきますと考えています。

冒頭、私が申し上げましたとおりにいかなる状況であっても憲法にある生存権の問題や教育の問題については、可能な限りの自助努力と実際の中での責任を果たしていかなければならないことは、基本的な考え方であります。これは、TPPやあるいは食糧事情等、さらには、今言われた税と社会保障の一体改革として、政府は1%を社会保険支出、1%を機能維持、1%を制度改革、1%を国民年金、1%を高齢化等の対応と言っていますが、非常に中身が不明確で大問題ばかりです。本当のことをいまして、国政のことですから、状況を見極めながらこれに対し、我々の二極化する生活状況を具体的にどのように支えていくかということは、訓子府町一町の問題ではない。全国の町村、千七百数十の地方自治体全体の問題として、私は向き合っていかなければならないと私は考えていますので、この点では非常にトータルの、施策的な問題でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

少し戻りますが、例えば、出向いていくことは、私は地方自治のベースとして、住民自治の基本にしなければならぬという考え方を持っていますから、その点では、町民に推進会議はもちろんですが、出向いていく、あるいは住民の中で、自立性やあるいは自治<sup>つちか</sup>を培っていくことを基本に据えておりますので、この点では、きちんとしていきたい。

例えば、農業基盤整備の話は、先ほども少し出ていましたが、いずれにしても今、期成会の代表者、そして職員が道庁も含め、がっぷり四つの話し合いを今しています。ともすると畑総事業についても農協と生産者が行い、町がお金を出していることすらも知らないのではないかとというぐらゐの状況でないかと思っておりましたが、あらためて生産者、行政がパワーアップ分の負担も含め、財政的には農協ではなくて、国と北海道と町村がその責任を担っているとの責任を明確にしながらも生産者の皆さんにも財政的な農業基盤整備の位置付け等々については、改めて理解をしていただかなければならない。その点では、担当部局の農林商工課においては、期成会を中心にし、期成会の役員、地域の代表と徹底した話し合いをすることの申し入れを職員からもそのような形でしている状況でございます。

それから、次の税改革で言いますとかつては、4税は町内会、実践会に納税奨励金と称して納税収納率を上げるための努力をしていた時代がございます。それは情報の問題、情

報の公開というよりもプライバシーの問題で、今は断ち切れておりますが、かつてはそのようにして滞納をできるだけ防ぐ。地域ぐるみでやっておりました。このことが本当に良いかどうかは、まだ議論の余地はありますが、いずれにしても私は国保の滞納を見ていると例えば37市、あるいは区等々の大規模都市においては、この4年間で差し押さえ等が5倍に増えている。あるいは名前の公表も含め、非常に難しい問題ではありますが、かなり強硬な手段もやっていると聞いておりますが、いつも議会やあるいは監査委員から収納率を上げなさい。税の平等性、公平性をきちんとしなさいと言いつつも一方では貧しき者へ配慮することとまったく矛盾することを言われる訳です。これはどちらも正しい訳であり、税率の公正性をきちんとあげなければならないことは、きちんとしなければいけない。そのために、職員は一定の覚悟と理解をしていかなければなりませんし、一方では、本当に苦しい人への配慮を水道使用料も含め、非常にメンタルでやっておりますし、これからもやらせていただく。この点についてもさらに町民にその理解を深めていただくことの努力と鋭意をこれからもしていきたいと考えているところでございますので、よろしく願いをしたいと思います。

最後の質問に対する回答となりましたが、これから我が町が生きていくためにどうしなければいけないのかということです。私自身は、まず即答を避けますが、私の町に来た2人の著名な講師の助言を受ければ、東大の鈴木先生の考えでいくとこれは国政にかかわることですが、日米重視の農業問題に限って言えば、むしろ逆に言うと日中韓のFTA交渉を進め、身近な東南アジアとの貿易の復航をするべきでないのか。そして、さらには、日本と欧州連合、EUとの連携も深めながら、農家に対する影響よりは、むしろ積極的に身近なところとの貿易やあるいは農業交流などをしていくべきではないかというのは、基本的に私は正しいと思っておりますので、その点は、私の立場からも要請をしていきたい。

さらに、内橋克人さんが11月に来られて、この町というよりも地方自治体が、生きていく1つの考え方として、FEC自給権という言い方をしておりました。

1つは、フーズであります。農業の食糧の自給率を高め、自給圏を形成していくことであります。2点目は、Eはエネルギーでありますから、再生エネルギーの地方戦略。Cは、ケアですから福祉充実で、この3つが1つとし、このTPPを乗り越えていく基本的な考え方ではないのかと講演の中で助言をいただきました。これらもトータル的に判断しながら、私たちは着実に行政が後退しないように進めていく状況にあると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 残り7分になりました。

上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 最後の関係であります。生活困窮者に対する施策の問題であります。前段でもいろいろ町長の回答の中で関する回答がございました。今、全国で生保受給者が206万人との言い方をされております。先般、仕分けの議論の中で、生保費の50%が医療費であることから、いろいろな批判があり、要するに生保受給者が受診できる医療機関を限定する必要があるというような声まで出ております。北海道にあっては、生保の給付水準が高すぎるとの見解が出されております。要するに一般の低所得者の収入のほうが、まだ低いというような見方と思っておりますが、言語道断であり、生活保護の給付を基準とした所得確保ができるような社会体制をつくっていくべきであると私は思いま

す。その点からしますと私がここでいくら叫んでもそのことは、結果としてつながっていない訳であります。私が言えるのは、我が町の生活困窮者は、少なくとも医療費がないために医療を受けられずに命を落とすことだけではないようにしてほしい。その意味では、うちの町の予算の中に「生活困窮者医療費扶助」の項目があります。平成16年までは、3万円の予算を組んでいた。私の記憶によるとこの科目を廃目にする議論があったと記憶しております。命を守る最後の砦<sup>とりで</sup>であるものは、廃目にすべきでないという議論した記憶がございます。今、その科目は残っておりますが、千円の科目計上だけであります。この経過を見た時、例えば、今も町長は、教育や福祉、これは絶対に守らなければならないと主張しております。執行方針、マニフェストなどについても「やさしいまちづくり」「福祉のまち」を明言している訳であります。その点からすると最低限、この科目に対する実効性のある科目としての運用をすべきでないかと思えます。有名無実の科目で本当に、町長の方針に沿う行政運営がされているのか私は疑問を感じます。その意味では、この関連で相談に行ったこともあります。すぐ生保やほかの関係とのやり取りになり、先ほど町長から説明がありましたように、一定の基準も含めて、いろいろな説明を受けました。私は、この科目に関しては、一切の条件を抜きにし、その住民の命を守る観点から、この科目を生かしていくべきと考える訳ですが、それに対する考えをお聞かせいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 残り2分です。

町長。

○町長（菊池一春君） 私から総括的な答弁をさせていただきます。今、ご指摘の生活困窮<sup>こんきゅう</sup>世帯に対する医療費の一部を助成する要綱について、当初予算で科目計上の千円しかあがっていない。かつては3万円程度あった。私の答弁の中で申し上げましたが、トータルとして、過去に利用した実績がほとんどない。この要因は、例えば私有財産と言われている家や土地をもっている者はだめ。税を滞納しているとだめ。しかし、税を滞納している人が医療費も払えないことは、あり得ることですが、税を払えるのであれば医療費をきちんと払うのは、常套<sup>じょうたう</sup>手段ではないのか。その点では、この要綱が現実に、制定以来、現実にあっていないのではないかとのご指摘のとおりです。今後、これらに対し、生保、そして低所得者層の一時的なお金の問題、例えば、今、社会福祉協議会に5万円の貸付金制度が無利子であります。これらも含め、トータル的に検討させていただきたいと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 検討していくということなので、一安心であります。ぜひ行政が行える町民に対する最低限のサービスは、命を守ることと思えますので、ぜひその辺をしっかりと受け止めていただき、誰もが住んで良かったと思えるようなまちづくりに努力していただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 10番、上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで、午前10時45分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、一般質問を継続いたします。

次は、8番、西山由美子君の発言を許します。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。通告書に従いまして一般質問を行います。

はじめに、障がいのある人への制度改革に向けた本町の取り組みと考えるについて、町長に伺います。

今、私たちの国では、心や身体に何らかの障がいがある人が約740万人いると言われ実際に身体障がい、知的障がい、精神障がいの手帳発行数は、約658万人分というデータが示されています。

2006年4月に「障害者自立支援法」が施行され、上記の三障がい、福祉施策の中で一体的に行われるようになりましたが、さまざまな改善点が指摘され、今年度7月に「障害者基本法」が改正され、2013年新福祉法実施に向けて準備を進めていると聞きました。私たちの町では、その新法に向けて、どのような取り組みを考えているのか。また、今後の障害者福祉への考え方も含めて、町長に次の点を伺います。

1つ目、相談支援の充実と地域生活支援協議会（現自立支援協議会）の設置をどう考えているか。

2つ目、基本法の改正により、障がい者の範囲の見直しがなされ「発達障がい」や「心身の機能の障がい」も含まれるが、実態は把握されているのか。

3つ目、本町の障がい者の施設入所の実態と「地域移行」支援への考え方。

4つ目、次期「障がい福祉計画」への影響と今後の新法に向けた本町の考え方。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、障がいのある人への制度改革に向けた本町の取り組みと考え方について4点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「相談支援の充実と地域生活支援協議会（現：自立支援協議会）の設置をどう考えているか」とのお尋ねですが、2013年に制定が予定されている障害者総合福祉法の骨格に関する「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の提言によりまずと相談支援につきましては、その対象者を「障がい者と支援の可能性のある者及び家族」としており、「障がい者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする複合的な相談支援体制の整備」の構築が必要との提言がなされております。

現行の障害者自立支援法では、相談支援事業は「地域生活支援事業」の中に含まれており、市町村の裁量に任されていることから、その実施については、市町村により格差が大きい現状があるとのことですが、本町の場合は、直営で相談支援事業を行っており、保健師をはじめ、関係する職員で丁寧に相談業務にあたっているところでございます。

2013年に制定予定の「障害者総合福祉法」においては、具体的には何も示されていない状況ではありますが、さらなる相談支援の充実について、求められていくものと認識しておりますので、施設等の運営をしている事業所や医療機関、児童相談所や保健所等の関係機関等との連携を深め、より個々の障がい者に適したきめ細やかな相談業務が行えるように努めて参りたいと考えております。

また、現在の自立支援協議会の設置は、本町におきましては、未設置であります。現状としましては、子育て支援センター、幼稚園・保育園、学校等と連携を密にして、日常的

にまたは各種事業を通して保育士や保健師、必要があれば児童相談所等と適時打合せ会議を開催する等、細やかな相談体制が確立されているところであり、形だけの協議会組織の設置の必要性を感じておりませんでした。つなぎ法の平成24年4月施行分では、自立支援協議会の設置が努力義務とされ、協議会を設置した場合の役割が明確化されることとなります。

また、障害者総合福祉法では「地域生活支援協議会」と名称が改められるようですが、その役割を「地域における障がい者施策の現状と課題の検討や障がい者福祉計画策定に意見を述べるもの」としているようでありまして、全道的に見ましても未設置の市町村が少なくなってきておりますので、今後、近隣等の状況もみながら、平成24年度中に検討して参りたいと考えております。

2点目の「障害者基本法改正により障がい者の範囲の見直しがされるが、発達障がいや心身の機能の障がいの実態を把握しているか」とのお尋ねですが、国などの説明では、「今までにおいても発達障がい等については対象範囲としていたところですが、明文化されていなかったことから、自治体によって取扱いが異なっていましたので、今回、発達障がいや高次脳機能障がいについて明文化した」とのことですが、本町におきましては、以前から発達障がいや高次脳機能障がいなどの方も支援の対象に含めておりましたので、今までと変わることなく、支援が必要な方への相談、サービス支給などを適切に行って参りたいと考えております。

発達障がいや高次脳機能障がいにつきましては、近年定義されてきたものでありまして、それを示す手帳などがあるものではないことから、町内の人数を正確に把握することは非常に難しいところですが、子育て支援センターや幼稚園、保育園との連携や1歳半や2歳児・3歳児の健診の時の状況などにより、実態把握に努めており、美幌療育病院や児童相談所とも連携を図り相談支援、サービスの支給を行っているところであります。

3点目の「本町の障がい者の施設入所の実態と地域移行支援への考え方」についてのお尋ねでございます。まず、本町の施設入所者であります。道内5市4町に18名の方が入所されており、精神科病院への入院患者の人数についての把握はできませんが、保健所からの通知では入院患者のうち地域移行可能な患者はいないとの報告が来ております。

地域移行支援への考え方につきましては、提言の中では、地域移行は、住まいを施設や病院から単に元の家に戻すことではなく、障がい者個人が自ら選んだ住まいで安心して自分らしい暮らしを実現することを目指しており、入所施設、精神科病院などから、地域生活に移行する方に対応するための住居や日常生活の必需品、福祉サービスの調整などを総合的に行うサービスが相談支援の中に位置付けられることになるものですが、どのような相談体制が必要になるのか詳しい支援内容や実施方法等については、まだ示されていない状況でありますので、今後、国から示された段階で可能な限り適切に対応して参りたいと考えているところでございます。

4点目の「次期、障がい福祉計画への影響と今後の新法に向けた考え方」についてのお尋ねですが、障がい福祉計画は、計画期間が3年で、第2期計画については、平成21年度から平成23年度までとなっており、本年度中に平成24年度から平成26年度までの第3期計画を策定するため、11月28日に第1回目の策定検討会議を開催しておりますが、この計画につきましては、基本的に第2期計画を踏襲<sup>とうしゅう</sup>して策定することとしてお

り、次期の障がい福祉計画への影響はないものと考えております。

国からの注意事項としまして、障害者総合福祉法が2013年8月までの実施を目指していることから、第3期計画期間中に計画を見直すこととなる可能性がありますので、今回の計画策定後に見直し作業がでてくることが予想されるところであります。

今後の新法に向けた考え方につきましては、国が、2010年に「障害者自立支援法訴訟原告」との間で締結した「基本合意文書」では、「速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも2013年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施する」として、「障害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする」また「障害者自立支援法は、特に応益負担制度などが障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、心から反省の意を表明する」さらに「今後の障害者施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことができるものとするため最善を尽くす」などが確認され、今回の骨格提言の基礎となっているようですが、いずれにいたしましても、まだ国からその詳細について、何も示されていない段階でありますので、今後これらの基本合意文書で確認された趣旨で制定されるであろう新法につきまして、適切に対応して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、4点についてお答えをさせていただきました。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） それでは、項目に従いまして何点かお尋ねいたします。

1つ目の相談支援の充実と地域生活支援協議会の設置についてですが、その前に、現段階で本町の手帳所持者の人数が、もし今の段階で分かるようでしたら、3障がいについて、教えていただきたいと思っております。

それと2006年に障害者自立支援法が施行されて5年になりますが、その間、相談件数がどの程度あったのか。あと、どのような相談内容があったのか。現時点で分かる範囲でよろしいので、お知らせ願いたいと思っております。

それから、今、町長が言われたように私たちの町では、支援法が施行されてから、協議会は設置しておりませんが、この5年間の状況を見た中で、行政として、その協議会の設置が必要なのかどうかの判断をどのようにとらえているのか。そのお考えをお示しいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 最後の部分を聞き漏らしていましたが、2番目と3番目につきましては、2006年以降の相談件数、相談内容につきましては、今、手持ちの資料がないので後ほどになるかと思っておりますが、1点目にありました3障がいの手帳の数が分かればということでした。身体障がい者の手帳の交付につきましては、1級から6級ということで、各障がいがございますが、全部で11月30日現在で360名。それから、療育手帳というのがございますが、これも11月30日現在で、A区分、B区分というのがありますが64名、それから精神障害者保健福祉手帳というものがございますが、これは1級、2級、3級とございますが、合計で24名になってございます。

最後に行政として、協議会が必要かとのお話でございます。いろいろ類似する協議会を

作れ、作れということを言われてきているのですが、どこの協議会などの組織におきましても訓子府の場合に限らず、どこでもそうなのではないかと思いますが、同じようなメンバーの方に委員になっていただいているところがあるのですが、今回の地域自立支援協議会の部分につきましては、形だけの組織が必要かということもありまして、また直接意見を聞いた訳ではございませんが、その上の組織といいますか、保健師や保育士などが、親身に身近なところで相談を受けられるところのまださらに上の段階の組織まで、親御さんたちが状況を知られたくないということも考えられますので、その部分も考えたり、そのことによって、いろいろな決定が遅くなったりすることを考えますと今現状、保健師や保育士や場合によっては、児童相談所や美幌療育病院などからも来ていただき、いろいろな状況を確認できることでいけば、直接どうしてもなくてはならないものではないのかと思っております。ただ、今つくろうとしております障害者福祉計画、3期の部分ですが、このことについてもそうですし、先ほど町長から申し上げました2013年8月までに、国が目指しております障害者福祉法の中にも地域生活支援協議会の名前が変わり組織され、これも設置義務ではないようですが、そのようになっているようですが、これらの役目として、計画に対する参画といいますか、関わりといいますか、意見を聞きなさいというような役割部分が明記されたことによりまして、何かしらのそのようなものが必要になってくるのではないかと考えは、何か段々仕方ないという気もしないでもないのですが、実は、あまり積極的ではないのです。管内で実は7市町村が設置しており、4町村が類似といいますか、直接、自立支援協議会という名前ではないのですが、何となく役目を共有しているような協議会が4市町村がある。7市町村がまだ設置していない。我々の町は、その7市町村の設置していないところに入っているのですが、おそらくこれから新しい制度というのか、法律が制定されていきますと段々その役割も明確になっていくことになれば制定していかなければならないのではないかと考えています。いずれにしても障がい者、子どもさん、親御さんも含め、何というのか、平等と言いますか、同じ目線と言いますか、しっかりと対応ができるような組織であるなら、設置していかなければならないと現段階では考えてございます。

先ほど、2006年からの相談件数ということだったのですが、今日の段階では、23年度分しか見えていないのですが、就労先支援相談が3件、それから施設入所相談が2件の状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 先日も担当課長とその協議会についてお話した時に、課長が今と同じようなことをお話されて、私たちの町は、小さな人口の規模ですから、それぞれの役割を持った職員の方々がきちんと個別に対応できていけば、本当に協議会がそれほど必要ではないという現状は、私も理解できたのですが、その確固たる自信を持ってそれを言えるのであれば、そのような町があってもおかしくはないと話したのですが、その後支援を必要としている人たちの話を伺った時、その考えは、本当に支援をする側の立場からの考えであり、支援を受けたい、受けなければいけない人たちからすると直接的に話のできる方が、全部とは言いきれませんが。障がいがあるということは、やはりマイナスの部分をたくさん持っている訳ですから、なかなかご本人もご家族の方がすぐ相談に行ける体制

がいつでもとれるとは限りません。そのような時に同じ立場を共有しあえる人たちで構成された協議会が、自分たちのためにあるとしたら、先ほど課長が最後に言われたように、一人ひとりの障がい者のため、本当に必要なものであるのなら、形だけの協議会にするかしないかは、それを運営する人たちの考え方でどうにでもなると思います。行政の仕組みの中には、本当に建前的、形式的な委員会や協議会が多くあります。それに慣れてしまっただけではいけないのであり、特に、やはり支援を必要としている方がいる場合は、やはりその人たちの立場に立ち、細かな対応ができる組織を作っていかなければならないことが、私は後日その人たちの話を聞いて、私は感じました。法律がきちんと決まってから考えるのかもしれませんが、できれば13年までにその対応をせまられている訳ですから、ぜひ、来年度からその当事者、関係者の方々の意見をよく聞き、本当に意味のある協議会として、他の町にはない訓子府町ならではの協議会をぜひ時間をかけて作っていただきたいと思います。

今、数字的に教えていただきましたが、多分、障がいを持つことは、誰にでも今後いつでも起こり得ることで、例えば生まれつき体に障がいを持っている方は、また別ですが、昨今の交通事故、それから農業事故など、どこでもいつどのようなことになるか分からない状態ですから、決してこれは他人事ではない訳です。ただ、問題なのは、障害手帳などの手帳を持っている方も、きちんと今の段階で自立した生活ができていれば、そんなに問題はないのですが、やはり考えなければいけないのは、障がいがあることによって、当たり前前の生活が営めない方たちの支援をどうするかが、一番肝心なことだと思います。最近、全国的に増えているといわれている精神的な障がいを持つ方たちは、今、手帳を持っている方で24人ということは、19年度は18人ぐらいでしたから、やはり少しずつ増えていっています。これは、手帳を持っている方は、多分、病として通院していらっしゃる方、悩みを抱えている方は、多分、4倍近い数字ではないかと思いますが、その辺の現状をどのぐらい把握していらっしゃるのか。また、その方たちに対する指導、支援の進め方、周知の仕方をどのようにしているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 今、精神障がい者の関係で、過去の数字からみて24人は、若干増えており、隠れたといえますか、この手帳に至っていないような方々は、約4倍ぐらいではないかとお話であります。私どもでは、ここら辺の数字につきましては、実は、把握できるものが何もないものですから、把握してはございませんが、手帳を所持といえますか、所持するためまでのいろいろな相談もあれば、お受けしているところでございますが、何か難しく答えられないのですが、実際には、北見市の保健所が相談の支援といえますか、手帳の交付までを至る作業をしていることになるのですが、そのような事例の方がいらっしゃれば保健所につながることが、我が町での対応になります。

人数につきましては、先ほど言いましたように、なかなかデリケートな部分と言いますか、この部分については、なかなか公表されてこないものですから、直接は、まだ聞いた数字を持っていませんので、すみません。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じのとおり、鳩山内閣の時代と思いますが、障害者自立支援法の応益負担として、1割負担は、憲法違反。そして、2013年度までに見直しを図る

ことで、ある意味でのつなぎを含めて、昨年これが実施されていますが、改めてまた2013年には、障害者自立支援法の改正が今、検討されている状況です。かつて1割負担であり、今もそこところは、温存しているのですが、応益負担の1割部分について、かなり障がい者団体の方から、全国的に大変批判の声が上げられました。その時の1つに、応益負担の部分は廃止する。できるだけ無償サービスを実施していく。

もう1点は、障がいを持った方たちが、協議会に参加していくことを非常に大事にしなければいけない。事務方が事務的に決めるだけではなくて、障がい者自らの声を新しい法律に反映させていくことが極めて大事とお話をされながら、しかし、実際には、昨年度末のつなぎの部分では、それがあある意味では、非常に無視されたとの怒りが、また届いていることですが、現在、障害者総合福祉法を検討している段階で、部会の中では、これらも勘案しながら、改善をしていかなければならないとの状況が今、関係機関で報道されたり、あるいは知らされてきているところでございます。

我が町の状況から言いますと先ほど八鍬課長から申しましたが、例えば、DV（ドメスティックバイオレンス）等々、国の福祉に関する法令に基づく協議会の設置義務が非常に多い。しかも同じような組織として、例えば、青少年対策協議会や社会を明るくする運動など、本当に厚生関係は多い。そして、児童相談所を通じてドメスティックバイオレンス等の協議会を作って、実践研究をするべきであることも含め、ある意味では、分かるのですが、もう少しこれは整理しなければいけないのではないのかと思います。その点でいくと第一線での役場職員が相談業務等々に丁寧<sup>ていねい</sup>に扱うことをまず前提としながら進めていくという話で今日まで来ている状況であります。

ただ、改めて今、先ほど申しました障害者総合福祉法の中でもこのような協議会等は、具体的になってきますので、西山議員がご指摘のとおり今、2011年ですから、2013年度に向けてできるだけ2012年度に明確にする。そして、今、障がい福祉計画も検討中でありますので、その中で明らかにしていきながら、期待に応えられるものにしていきたい。とりわけ、障がい者の相談員等々がおられますので、これらの方々の助言もいただきながら、そのような方向で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） よく分かりました。国内的要因として、障害者自立支援法への批判は全国で71人の障がい者を原告として、訴訟が起きている。今、町長が言われたような基本合意文書が結ばれたことが、今回の制度改革の背景の1つとしてあげられています。先ほど、町長が言われた応益負担のことなのですが、この5年間で障がい者のサービスが、この1割負担とあわせて、サービスの利用者の推移などが分かりましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 5年間の推移となると手持ちがございませんが、22年度決算の部分で申し上げますと介護給付費で、これは旧法の施設の支援分と居宅の介護、重度訪問介護、療養介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、生活介護の項目が、この介護給付費になります。平成22年度の実績でいきますと56名の方が受給されておまして、7,706万5,116円が実績の数字でございま

す。それからもう1つ、訓練等給付費がございまして。これは共同生活の援助分と就労継続支援B型とA型、それと自立訓練、これらの関係で19名の方が受給されておりました。2,226万9,614円でございます。それから、特定障害者特別給付費もございまして、この件につきましては、17名の方がおりました。375万8,092円。総体では、92名になってしまうのですが、重複している方がいらっしゃいますので、差し引き、実質71名の方で、トータル1億300万円程度の給付を平成22年度に行っていることとなります。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） ありがとうございます。これは、5年前と比べて増えていますか。減っていますか。わかりませんか。後でいいです。

それでは、2つ目の基本法の改正によりまして、障がい者の範囲の見直しがなされています。先ほど町長が言われたように私たちの町では、例えば、子どもさん、障がいのある子どもさんに対する対応も早くから行っておりました。学校などでも特別支援学級などで支援をしておりますが、現在の特別支援学級の在籍児童数を調べていただきましたが、訓小では、1年生が1人、4年生が5人、6年生が4人の計12名です。居武士小学校は、2年生が1人です。訓子府中学校では、1年生が1人、計14人です。これを含めまして、私たちの町で、今、発達障がいと言いましても、とても症状も範囲も広いので、なかなか難しいのですが、把握できている分で、どのぐらいの方がいらっしゃるのか。あと大人の場合、今後これが、障がいの中に入るとなると四肢の機能障がいは、難病を患ってさまざまな形で、体や心に障がいを持たれる方のことと思うのですが、大まかにどのぐらいの方をみているのか、分かる範囲でよろしいのですが、難しかったら後でもよろしいです。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 発達障がいの関係の数のご質問でございました。これも先ほどのいろいろな精神障害者手帳をもらっていない方の人数と同じように正確なものは、把握できるものではないのですが、サービスを受けている方や各種事業で、先ほど言いました健診事業で、かかわったような方などで考えますと特別児童扶養手当をもらっている方もおりますので、そのような中から考えますと我々がおさえている手帳やサービスだけの数字でいきますと今のところ19名の方に発達障がいがあるのではなからうかということです。これは子どもの数でございます。児童デイサービスなどの地域生活支援事業を利用されているような方、それから、特別児童手当を受けている方を考えまして、あと療育手帳などをもらっている方をみまして、19名が私どもで分かる数字でございます。大人になればこの方々がというようなお話でございまして、その後の部分は、把握していませんが、例えば、発達障がいの中にもいろいろあるようでございまして、資料が出てこないのですが、種類も何種類もあり、忘れましたが、そのうちの1つなり、2つなりは、大人になっていくことによって、どんどん薄まるということも変ですが、個性としてとらえられるような障がいの状況が、子どもの時に見た時よりは、薄められているというのか、ほかの状況が発達し、大人になってくることによって、その部分だけが個性となり残っていく。例えばアナウンサーにしても何にしてもいろいろなところで、お勤めできる優秀な部分になるような部分もあるようでございますので、その後の方々が、どうなってい

るかは、把握できませんが、その事例もあることの資料を見たことがございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） ありがとうございます。発達障がいに関しては、私自身もまだまだ、むしろ町長がとても詳しいと思いますが、今、担当課長が言われたように専門分野で実際に、そのようなお子さんたちと接する方々も本当にごく最近、その情報を得た。私も今回、3人の方が書いた本をざっと目を通したのですが、今、課長が言われたような区分は、統一されていますが、やはりそのような障がい者に対する考え方やとらえ方は、その人によって、また違うのです。1人の方は、なるほどと説得力のあったのが、今、大学の先生をして、その発達障がいについて、研究されている方が、実は自分もそうだと自分の体験として、小さい子どもの時から、お前はおかしい。お前のやっていることは、全部おかしいなどすべて否定されてきた。例えば、整理整頓とよく言われますが、片づけられない女子など話題になっていることがあります。整理整頓がへたな人からうまい人まで、それは個性であります。片付けたくても片付けることができない。すべて書類にしても、それは脳の中の機能の障がいによって、起きるということが、研究者の中から発表され、アメリカから情報が入ってきて、やっと日本にも、そして、この小さな町にもそのことを伝えていく人たちによって、専門分野で働く人たちが、現場で働く人たちにやっと情報を得たという段階ではないかと思えます。一般の町民の方は、発達障がいと言われても分からない人のほうが本当に多いと思えます。今、課長が言われたようにこの障がいを個性ととらえられるのか、本当に障がいととらえるのか、とても難しく、やはりこれは広くたくさんの人に、その現状と今ある情報を分かりやすくお知らせしていく中で、あの子は、そのような障がいを持っている。やはりその地域で見守っていこうという気持ちを皆で育てていくには、適切な情報を分かりやすく知らせることが行政の役割ではないかと思えます。

私も過去において、知人のお子さんが、そのようなことがありまして、不思議と思ったのは、全然違う友人から、すごいしつけの悪いお母さんを見た。公園で子どもが素っ裸になり、走りまわっても注意もしない。よくよく話を聞いてみますと私のよく知っている知人のお子さんだったということが、後で分かりまして、それは違うよということ話を話していた時にやっと理解してらえたのですが、親御さん自体もそういう自分の子どもが障がいを持っていることを認めるまで時間がかかります。正しい情報を得ないと分かりません。障がいのある方への広報で、法律がころころ変わるたびにお知らせの紙が入ってきますが、実際に障がいを持っている方が、目の不自由な方、それから知的な障がいを持っている方が、それを見て理解できるのかどうか。きちんと理解しやすい周知法も大切ではないかと思えます。その点に関して、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今うちの町の状況については、お話したとおりです。高次脳障がい、あるいは学習障がい、アスペルガーなど、自閉の子どもたちがある意味では、昔は騒がしい子、落ち着きのない子などは、しつけが悪いと一蹴いっしゅうされた時代がありましたが、改めて今、研究が進んでおり、八咫課長からも多岐に渡る学習障がいやいろいろな障がいの状況と発達障がいを抱えていることの事例としては、本町でも例外ではない状況であります。これらについては、従来どちらかという后感心のある協議会や会をつくり、自主的

な学習活動として、学校の教師を中心としたり、あるいは保育士が入ったりもしながら共同研究をしている状況でございますが、今、例えばうちの町で申しますと子育て支援センターを去年の7月から開設させていただきました。その中で例えば、美幌療育園のドクターをお呼びし、それに類する子どもたち、あるいは親の相談や研修会などを定期的に今、実施している状況も今、出てきております。そこで、もし、もう少し組織的な訓練が必要になるのであれば、これはもちろん保健師が中心になり、児童相談所の専門家の助言をいただきながら、状況によっては、予算措置しておりますが、北見市にある発達支援相談センターへ通所していくことを組織的に今、行えるようになりましたし、関連し、私たちの学校、例えば訓小の教頭あたりは、非常に造詣ぞうけいが深い。これらについては、先生方の研修に私どもの幼稚園、保育園の職員も入りながら、従来の落ち着きのない子から、より専門的に子どもたちと対応する状況をきちんとやはりやっけてきていることが、この5年間の間で非常に変わってきた。例えば、小学校で無チャイム運動、すなわち1時間目が終わったらチャイムが鳴る、それを取りやめする実践的なことで、高く評価されているという一面では、学習障がいを持った障がいの分類は、いろいろありますが、その中には、そのチャイムがなくなることによって、非常な不安感が起きてくる問題を、私は具体的に町長相談室でも聞いたことがあります。正常と言われている子どもたちのその生活の良しとされる部分が、ハンディを持った子どもたちにとっては、非常に問題ということも含め、学校として、どのように統一していかなければならないのかと具体的な1つひとつの事例に基づいてやはり丁寧な向き合い方を今、訓子府小学校や居武士小学校、そして子育て支援センター、そして幼保等々で少しずつ組織的に行ってきている。今、議員がご指摘のとおり非常に分かりにくい。専門の部分で言えば、分かりにくいのですが、トータルとして、私たちがどのような形で、向き合わなければいけないのかの広報活動は、各学校、幼稚園、保育園、子育て支援センター等を通じながら、丁寧にやっていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 私たちの町では、今、町長も言われたように理解のある行政の施策がたくさん行われていると思います。去年も教育委員会でさまざまな悩みがあったと思いますが、やはり視覚的な障がいのあるお子さんからの相談を受け入れ、支援する結果が出たことで、私は、実際に子どもたちから、誰々ちゃんは、自分たちの町から違う学校に目が見えないから、通っているけれど夏休みや冬休みに帰ってくるという話を聞いて、やはり同じ町で限られた人数で、育てた子どもたちが、障がいを持っているお子さんをきちんと成長していく中で、認め合う現状を見た時に、私たちの町は、とてもそのような子どもさんを持つ保護者にとっても安心して暮らせる町になっていくとの感じを持っております。つまり、障がいがあっても顔なじみの人たちとのつながりの中で、生涯、安心して暮らしていける町、それが、町長の目指す町に共通するのではないかと思います。

時間がありませんので、次の質問に移らせていただきます。

これも今の障がいのある方の施策と共通することなのですが、複合的に安心できる「地域福祉」のあり方について伺います。

介護保険法の改正の中で、頻繁に使われている言葉が「地域包括ケア」です。その定義とは「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健

康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制」とあります。今後、急増していくであろう高齢者世帯を地域でどのように支え、その時代をどう乗り越えていくのか。地域住民の絆はもちろんのこと、行政と住民が知恵を出し合い、助け合う「地域福祉」のあり方を町長はどのように考えていますか。

1つ目、高齢者の安否確認の現状と課題。

2つ目、在宅福祉サービスの利用状況と課題。

3つ目、町民が安心できる本町の「地域福祉」をどう考えているか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「安心できる地域福祉のあり方」について、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「高齢者の安否確認の現状と課題」についてのお尋ねでございます。本町の高齢化の状況につきましては、平成23年3月末現在、65歳以上の高齢者数は1,747人となっており、全人口に占める65歳以上の高齢化率は約31.5%です。

また、65歳以上の単身の高齢者数は、310人となっており、そのうち、75歳以上の単身高齢者の数は231人となっているところでございます。

高齢者の安否確認の現状といたしましては、町の安否確認施策として、在宅福祉事業中の「愛の声かけ訪問」や「訪問サービス」及び「災害弱者緊急通報装置の貸与」等のサービスを実施しております。

また、民生委員・児童委員によります高齢者宅の訪問や町保健師及び地域担当職員による訪問活動等においても安否確認を行っておりますが、日常的には町内会、実践会の自治会組織による地域での見守りが大きいものと考えております。また、社会福祉協議会においては、声かけ郵便サービス等を通じて、安否確認に取り組んでいただいているところでございます。

安否確認が必要となる単身高齢者につきましては、地域包括支援センターにより、身体状況や生活状況等の実態把握の際に安否確認に努めておりますが、それも全町に及んで日常かつ定期的に実施されている状況にないことが現在の課題となっているところでございます。

今後、高齢者の増加に伴い、単身高齢者もますます増えていくことが想定されますので、今まで以上に自治会組織や関係機関と行政が連携し、取り組んでいかなければならないものと考えているところでございます。

次に、2点目の「在宅福祉サービスの利用状況と課題」についてのお尋ねでございます。本町の在宅福祉サービスにつきましては、日常生活に何らかの支障がある在宅の高齢者に対して、現在13の事業サービスを実施していますが、このサービスは、自立生活を支援するとともに、要介護状態となることの予防と介護をしている方々の負担をできるだけ軽くすること、さらには、介護保険サービスを補完することも含まれたものとなっております。

在宅福祉サービスにつきましては、一般会計事業の「在宅福祉事業」と介護保険会計事業の「地域支援事業」がございしますが、在宅福祉事業では、週3回の「配食サービス」、通院のための「移送サービス」、施設に宿泊する「短期入所サービス」、家事を支援する「ホ

ームヘルプサービス」の提供や単身高齢者の見守りにつながる「愛の声かけ訪問」・「訪問サービス」・「除雪・排雪サービス」・「災害弱者緊急通報装置の貸与」、さらに住宅改修の助成も実施しています。

また、地域支援事業では、介護予防のための通所サービス「いきいきらいふ倶楽部」や介護者支援のための「介護用品購入助成」を実施しています。なお、これらのサービス利用にあたっては、利用申請をいただき、地域ケア会議の専門部会で可否の判定を行ったうえで実施しているところでございます。

利用状況につきましては、それぞれのサービスについて、一定のご利用をいただいておりますが、特に「配食サービス」については、計画利用人数10名に対して32名の利用実績となっており、また「短期入所サービス」についても、計画利用人数10名に対して23名の利用実態となっているなど一部のサービスについては、今後の増加を予想しながら、より実績に即したサービス目標を定めなければならない状況となっています。

なお、今後の課題といたしまして、高齢者の生活を支援するサービスは、今後も利用が伸びるものと考えており、利用者のニーズに応じて、必要な見直しを図りながら、引き続き制度の維持を図るとともに、町民への制度内容の周知についても、一層向上をはかって参りたいと考えております。

3点目の「町民が安心できる本町の地域福祉のあり方をどう考えているか」とのお尋ねでございますが、少子高齢化、核家族化が急速に進み、さらには個人の価値観が多様化することにより、家庭や地域で相互に支え合う機能は弱まり、住民が共に支え合い、助け合うという社会的なつながりの弱さも問題視されております。

さらに、我が国における経済状況を始め超高齢社会は、地域における生活環境にもさまざまな影響を及ぼし、3万人を超える自殺者やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。また、戦後65年が経過し、右肩上がりの物質優先の人々の価値観も「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を求める時代へと変わってきています。

こうした社会状況の中で、住民がお互いに助けたり、助けられたりする関係を築いていくことの意義が大きくなっていると同時に、新しい時代に対応できる社会システム、福祉システムが求められるようになってきました。

高齢者福祉に着目して考えると高齢者は、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが大切だと思いますが、それには、さまざまな生活課題について、住民一人ひとりの努力「自助」、住民同士の相互扶助「共助」、公的な制度「公助」の連携が必要だと考えております。

何よりも、憲法第25条が求める生存権の考え方は、福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給を行政がしっかりと行うことが責任であり、共助で言えば民間非営利活動・ボランティア・住民活動・社会福祉法人などによる支える仕組みと住民相互の絆が必要だと考えます。

地域福祉とは、国や地方公共団体が福祉優先の施策をしっかりとすることを基本にし、地域の人と人のつながりを大切に、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくこと、そのことが「町民が安心できる地域福祉のあり方」だと考えております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えをさせていただきました。

○議長（橋本憲治君） 西山議員、残り時間、少なくなりましたので、一括質問でお願いします。

○8番（西山由美子君） 時間がありませんので、まとめてお伺いいたします。

1点目の高齢者の安否確認については、何度も同じような質問を今までしていますが、一番心配しているのは、やはり今、都会で表れているように身内が近くにいない。本当は、安否を確認するのは、家族の役割とは思いますが、その家族が近くにいない方を絞っていくとどのくらいいらっしゃるのか、その実態が把握されているのか、1点お伺いします。

それから、在宅福祉サービスですが、今回、調べていて気付いたのですが、緑と黄色の紙があります。緑と黄色の紙には、内容が少し変わっています。緑の紙には、寝具洗濯、乾燥、消毒サービスがあり、なくなったのは、徘徊高齢者の探索事業です。あれっと思ったのは、一切、実施年月日を書いていないのです。先ほど障がい者の方のもそうですが、本当に、この数年、10年単位で福祉に関する法律がころころ変わっていますから、住民に対し、周知する場合は、きちんと年月日を明記してほしいというのは、補足ですがお願いします。この中で、配食サービスの近隣市町の在宅福祉サービスをいろいろ調べてみましたが、大体どこの町も同じようなサービスですが、この配食サービスが、全体的に多いです。その中で私たちの町のように障がいを持っている方たちが、この配食サービス層になっているのは、多分、本町だけではないのかと思うのですが、そこで先ほど町長、10人の枠の中で、32人と今増えている。これからもっと増えていくと思います。年を取って一番大変なのは、毎日、やはり生きていくために食べていくことなのですが、今まで家事ができていたおばあちゃんができなくなったり、おじいちゃんができなくなったり、その時に、やはりこの配食サービスは、とても大きな手助けになると思います。そのことを考えますと現在の障がい者の方たちがやっている人数や場所や予算、今後、高齢者世帯が増加した場合に対応できるのかどうか。その点をお伺いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、私から答えます。

1つは、チラシの年月日を書けということは、毎年度、出していますので、年度ごとに1年に1回として、やっていましたが、ご指摘のとおりこれは改めさせていただきます。

それから、配食サービスです。非常に希望が多い。そして、うちの管理栄養士がその助言に入ったり、いろいろやっていますが、まず、財政的には大変という要請がきていますので、これは1食あたりの金額についても見直しを23年度は図り、予算計上をさせていただきたいと考えているところでございます。それから、もう1つは、場所の問題です。現在の状況では、もうこれ以上、人や場所のこともあって増やすことができないと言われています。しかしこれは、いずれ、今、NPO法人きらきら本舗が今後どこに施設を求めていくのかも含め、状況を見極めながら、また、適切なアドバイスや町としての支援を行っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 1点目に身内が身近にいない実態を把握しているかという点でございます。一覧表になってぱっと分かるような状態に実は、なっております。

ん。しかし、緊急情報通報装置や各種福祉サービスの認定する際に、その状況を把握しておりますので、数えれば時間は、かかりますが分かる気はするのですが、その方だけについては、今は、手持ちもございませんので、ただ、丸つきり分からない訳ではない。分かる範囲の人もそのサービスを受けていれば分かることでございます。

それから、すみませんが、先ほど障がい者の応益負担の割合で5年前と比べて増えたかということを含め、今、申し上げたいと思いますが、5年前の数字は、ないのですが、3年前と見ますと給付費全体で8千万円ぐらいでございますので、毎年だんだん増えてきている状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 1点だけ言い忘れたことがあります。職員の方にはお願いしたいのは、今、障がい者のNPO法人があります。そこは正会員と賛助会員で、大体100名ぐらいあると思うのですが、これを陰ながら支えていく大きな力になると思うので、職員の方がどのぐらい入っているか分かりませんが、やはり唯一、町にあるそのような法人です。ぜひ参加をお願いしたいというのは私個人の考えです。すみません、これで私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたしたいと思います。

#### ◎議事日程の繰り上げ

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の日程は、全部終了いたしました。会議時間が相当残っております。

議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合、順次日程を繰り上げて審議することとしておりますので、この際、日程を1日繰り上げたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

ここで昼食のため、暫時休憩をしたいと思います。

午後1時から案件の質疑がありますので、ご参集願いたいと思います。

ご苦労様でございました。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

#### ◎議案第58号、議案第61号、議案第62号

○議長（橋本憲治君） それでは、これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第58号、議案第61号、議案第62号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に、議案第58号の質疑を許します。議案書1ページでございます。

ご質疑ございませんか。

3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは、議案第58号について、1点だけ質問いたします。5ページの総務費の歳出にかかわるところなのですが、その中の町制60周年記念事業費の中の村史の復刻版の発行について、この件についてのみ質問いたしますが、説明の中では、千冊のお話も聞いているのですが、この千冊は、なぜ千冊になったのかとそれからこの千冊を復刻した時に、おそらく何らかの形で町民の方に普及することになるかと思いますが、1つは、価格がどの程度になるか。復刻した部分をどのような形での普及を考えておられるのか。その方法も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（林 秀貴君） 議案書5ページの2款、1項、10目の町制60周年記念事業にかかわる印刷製本費の訓子府村史復刻版経費の関係でのご質問でございますが、まずは、千冊の根拠というのか、千冊を復刻する内容でございますが、千冊のうち、実は今、副町長の提案説明にありましたように村史自体を町で保管しているのが、8冊しかございません。その内容も昭和26年に作成したので、傷みが相当著しいことから、復刻することの内容でございますが、千冊のうち200冊を保管用として、総務課、図書館、歴史館などを含め、200冊ほど永久保存版として保存する。100冊は、町外等関係機関へ贈呈するような形にしております。残り700冊になるのですが、その700冊のうち町内と町外の方がおられますので、100冊ほどは町外の方、600冊を町民向けとして、頒布する形で考えております。その普及というのか、頒布する内容でございますが、この財源につきましては、80万円の経費につきましては、実は8月30日に東幸町の佐藤忠義様からの町の重要書籍の保存への寄附があったものをこの財源に充てるものでございますが、佐藤さんの意志も含めながら、そのような内容として、今、町民には1冊あたり消費税込みで840円程度かかるのですが、その分を実費全部を負担させるとのことではなく、町民の一部負担の意味合いからも最終的には決まっておりますが、500円程度をご負担いただいて、頒布するような形で今考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） これについて、今説明がありましたが、1つは、対外的に、例えば、保管用の200冊、これは対外的ではないのですが、あるいは贈呈として100冊は、そういうどうしても確保しなければいけないことについては、十分それは確保してほしいということなのですが、やはり町民に、前段で希望をとり、このような事業をやる形と経過になって、皆さんに読んでいただきたい。買っていただきたいと希望をとるというのか、そのようなことも含め、もし考えておられるのなら、そのことも仮にやるとしたら、例えば町内でいけば600冊を超える希望があった場合の対応については、どのように考えておられるのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（林 秀貴君） もちろん訓子府村史につきましては、貴重な書籍としての位置付けでございますし、より多くの町民の方に、その内容を知らしめるとの意味合いから含めまして議員の言われる部分もご指摘のとおりでございます。今、言いましたように広く皆さんが、この村史を復刻したことを広報等を通じながら、周知してまいりたいと思います。例えば、600冊以上の希望があった場合の対応でございますが、実はこれは今の村史をスキャナーで読み込んで、それをデータベース化し、印刷する形ですので、もし希望が多くなれば、そのデータからまた復刻することも可能と今のところ考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

10番、上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 10番、上原です。まずは、6ページの民生費、児童福祉センター事業費の関係でございます。児童センターの基本ならびに実施設計業務800万円の予算計上があります。この予算計上は、良しとしまして、基本設計、そして実施設計に移る段階で、いろいろな説明もありましたが、さらに町民のいろいろな希望、利用者の希望等をきちんと受け止める時間を持つことが可能なかどうか。例えば、基本設計の段階でどのような形で公に示そうとしているのか。先ほど言いましたようにいろいろな要望を聞く機会を持とうとしているのか。その辺について、お聞かせをいただきたい。

もう1点は、次の7ページの農業振興費の関係であります。確認をしたいのですが、当然、農業後継者育成事業補助金は、当初予算がある訳ですから、その段階で一定の枠決めといたしますか、研修に対する人数等の枠決めがあったのではないかと思う訳であります。その状況がどうなっているのか。ここでさらにその枠を超え、対応する意味合いは何なのか、その辺について説明をいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 1点目に児童センターの基本設計から実施設計に移る段階での希望を受け止める時間はあるのか。どのように知らしめるのかとのご質問だったと思いますが、12月の今回、基本設計、実施設計を提案させていただいて、これがお認めいただくことになれば、なるべく早い機会に基本設計等の発注をしてまいりたいと考えておりますが、基本設計である程度の提案をいただいたものを選考委員会なるもので決定していかなければならないと思っておりますが、当然その時の段階になりました時には、議員の皆様にもお知らせし、ご意見をお伺いしたいと考えておりますし、現在利用しております児童生活館の父兄の方々にもご意見を伺う機会を設けたいと考えております。そんなに時間はとれないので、タイミングが非常に難しいと思っておりますが、そのことについては、何とか実施していきたいと考えております。あと町民に向けましては、ある程度の段階といたしますか、基本設計が終わりまして、実施設計の段階以降に周知していくことになると現段階では考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 議案書7ページの農林水産業費の中にあります農業後継者育成事業補助金についてお尋ねをいただきました。予算説明の際、申し上げましたとおり予算的には、概ね5名程度を想定し、基本的には、事業実施段階で何人行くかは、ま

だ、予算段階では、全然分からなかった。その意味では、科目計上の要素も含め、50万円で予算計上させていただいたところであります。年によりましては、ない時もありますし、逆に人数が今回のように多い時もあることで、この事業につきましては、一応、農業後継者育成基金の事業であり、その財源を使ってやっていくこともございまして、ある種、当初予算時から、追加が生じた場合については、補正する前提で取り組んできたものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 児童センター建設の関係であります。非常に時間がないとの説明がありました。今までの説明からするとその状況がどのようなことなのかは分からない訳でもないです。これからのこともありますので、ぜひ、ここで発言しておきたいと思うのですが、やはり基本設計、実施設計の中で、基本設計から実施設計に移るまでに十分な時間を確保するような工程表をつくっていくべきだろうと思います。結局できてしまってから、皆さんにこのようなものとお披露目するのではなくて、まさに町民も参加している意識を持ってもらうような手法で工程表をつくっていくことを心がけてほしいと思う訳であります。とりあえず、この点で言うとどの程度、基本設計から実施設計までの時間的余裕があるのか。その辺について、説明をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（伊田 彰君） 児童センターの関係で、基本設計から実施設計までの時間的な余裕とご質問いただきました。今回、発注形態については、基本設計、実施設計同時に委託業務として、発注する予定でございます。現在、考えているところでは、先ほど八鍬課長からも申し上げたとおり今回予算議決を受け、早々に発注体制を組みたいと考えておりますので、概ね年明け早々ぐらいの10日ぐらいですが、あらかじめの基本設計を出していただくような体制で臨みたい。その後、概ね1月下旬を目途に実施設計にかかれるような手はずを整えたい。今、八鍬課長からも申し上げたとおり各種の父兄等への意見聴取や議会の意見等々の部分で、概ね2週間ぐらいと踏んでおりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。5ページの1目、津野町交流事業の住宅用備品39万4千円と乗用車130万円の件でお尋ねいたします。先日の全員協議会で津野町職員交流について、ご説明がありました。昨年、津野町へ議員の皆で行った時にも職員の交流について、町長同士でお話があるとのことで、自分的には、職員が何か月間か交流する程度と思っていましたら、この間のご説明では、1人の職員が、2年間で交代する。それも10年間の計画であると知りまして、町民に対して、そのような方法で交流することの意義、取り組みに対する町民へ対するどのような説明があるのか、今、分かりやすくご説明願いたいと思います。そして、お互いに2年間でかかる車などの経費については、津野町も大体同じような予算で組むと了解しているのかどうか、その辺も含め、あと年齢ですが、40歳代ぐらいと言っていました。私的には、もし、このような体験的な交流で職員が、成長していくことが目的としたら、できれば若い世代がよろしいかと思うのです。

が、その辺いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（林 秀貴君） 5ページの人事交流事業関係でのご質問をいただきました。職員人事交流の内容を町民にどう知らしめていくかというところでございますが、これにつきましては、今年の7月21日に町長はじめ関係者が津野町を訪問しまして、津野町関係者の立ち合いのもと、この人事交流の合意書をまず締結した。基本的な内容としては、人事を交流する中で、その内容も含め、交流しましたというところは、新聞や広報等でもこのように来年度以降、このような人事交流をやっていくことになったことは、広報等で知らしめたところでございます。先日、各常任委員会の中で、お知らせしたのは、この24年度からはじまる人事交流の準備経費として、今回、補正予算を提案させていただきましたが、その内容も含め、人事交流の内容と今回は、初回であり、両町協議の上、この年齢と両町お互い同じ条件のもとで、それぞれ公募を行った経過がございます。その中で初年度は、このような中身で今、公募し、本町の中でやや決まりつつあるというのか、決定するような経緯も含め、ご説明した内容も含め、さらに広報等で24年度から、姉妹町の10周年を記念し、交流事業を始めたことを含め、広報に努めてまいりたいと思います。

それと準備経費は、両町で同じような内容を提案しているのかの中身でございますが、それはもちろん両町でお互いが準備する物も含め、両町合意のもと、同じく津野町でいけば、12月の第4回定例町議会で提案しているところでございます。

それと最後に、初回の職員派遣する対象者のことでございますが、これも先ほどご説明したように両町協議の上、この年齢の内容で職員を公募しようということで合意のもと公募しております。それで初回につきましては、採用後5年を経過した概ね40歳以下の職員として、町に入りまして高卒であれば23歳、大卒であれば27歳になると思います。それで、40歳以下で、40歳と限ったことではなくて、その若い職員を最初は対象として、公募したことで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） わかりました。その確認としてですが、10年間は、長いですが、その間に町長も変わる可能性もあります。ごめんなさい、こんなことを言うてはいけないのですが、10年間は、長い年月ですので、その間にお互いまた協議しながら、年齢構成や人員に対し、変わる可能性もあるのですか。そのように判断してよろしいですか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（林 秀貴君） 先ほど申し上げた7月に合意した締結書の中では、概ね10年間とうたっており、1人ずつ2年程度で、10年間にすると5人程度が、お互い両町の中で、交流する形になります。それで先ほどから申し上げているように、初回ということもあり、若い職員での両町合意の上で、初回はその形にしましたが、2回目以降は、また同じように両町協議の上、職員の内容を精査し、お互いの条件を同じにした形で、派遣職員の交互交流をやっていこうと思っております。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、小林一甫君。

○7番（小林一甫君） 7番、小林です。7ページ、農業基盤整備事業の関係でお伺いを

いたしたいと思います。下水道管の移設実施計画として、520万円計上されておりますが、これは公共枡といえ、マンホールも含めてのことだと思いますが、後ほどご答弁いただきたいと思います。まずもって今のマンホールは、車の走るちょうど車輪の下に、マンホールがございまして、どこの町内会も同じとは思いますが、非常に騒音がひどいことで、これから新しく移設されますが、その計画の前段でぜひその場所は、はずしていただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 小林議員、今の質問は、下水道会計のところでしょうか。何ページだったか。議案第62号のところ、事業内容は、資料も後ろについていますので、すいませんが、よろしくお願いします。

ほかにご質問ございませんか。

5番、余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 5番、余湖です。児童センターについて、お聞きしたいと思えます。先ほどから説明もありましたが、最終的に、1月下旬には、実施設計までいかなければいけないとのお話でありましたが、これに関しましては、漠然と考ただけでも我々議員に全員協議会で提案されたのも先日の話ですし、今回、このように基本設計を認めてしまうと、認める、認めないはいいのですが、今の段階で、今日ここで意見を述べるのがすべてなのか。その後、時間的にあるのかということ1月下旬には出さなければいけないこととなりますと非常に時間的に短く、これに対して、どこまで我々は考えを述べればいいのかは、本当に漠然と考ただけでも非常に不満を感じるところであります。

さらに、今回は児童センターとして、単なる児童生活館の改修ではなく、新築だけではなく、竹の子クラブは、要するに放課後対策として子どもと一緒に預かる。片方は無料で片方は有料など、いろいろな問題がある中で、あまりにも時間がない中での提案であり、結論を出さなければいけないことになっているのが現状ではないかと思えます。少なくとも1月下旬までとは、お正月を控えての1カ月ですから、本当に協議をする時間がなさすぎるのではないかと思うのです。これについては、お金のことは別としましてもお金は、1億円かかると言われましても補助金の金額が決まっているので1億円ですので、経営者たる町長の腹の中では、1億円は大した問題ではないとは私も思いますが、ただ内容については、本当に精査しなければ、これからの子どもたちをどうするのかに対しての投資ですから、もっと協議する時間が、私はほしいと思っています。そのためにも先ほどから出ていますように基本設計から実施設計まで、本当に時間がなくて、最終的に1月に出さなければいけないことの考えの変更を考ただけできないかということをお願いし、さらに、町民に対しての説明はもちろんでございますが、これを認めるにあたって、我々議員に対する説明ならびに話し合いも十二分な形で持つべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 基本設計、実施設計の期間、少し一般質問的なところありますが、期間がどれくらいあるのか、その辺の期間設定が分かればお願いします。

建設課長。

○建設課長（伊田 彰君） ただいま、余湖議員から児童センター設計の時間的な余裕の部分に対するご質問いただきました。先ほど私からご説明した部分でございまして、基本的には、3月31日にすべて仕上がる前提のもとで組ませていただいている工程でござい

ます。実態といたしますと全員協議会でもご説明したとおり建設費の補正については、6月定例会を予定したいと今、考えておりますので、その意味では、議員言われるように1月末が最終的な決定時期ではなく、種々いろいろな意見をいただきながら、再度検討を含める意味も含め、時期的に少し遅らせることも、最終的には6月定例までに間に合わせるようなスタンスもごございますので、その意味では、今後、成果品を見ながら内容検討も含めながら、各意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 今、基本設計の関係で答弁させていただいておりますが、実際の児童センターの運営に関しましては、今、現在は児童生活館管理条例等で制定しておりますが、今後につきまして、児童センターは、今の条例を変更することになるのか、新しく作り直すのかは、その項目によっても変わってくると思いますが、その内容につきましては、平成24年度に、内容を煮詰めまして条例、規則等の変更をしてまいりたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 料金のことは、そのようなことと思います。ただ、今、基本設計、実施設計をすることは、内容によって、それが変わってくるのですから、その内容的なものに対しての意見、お願いなどにより、その内容によっても広さの問題などにも、かかってくるはずですから、そのことを一般質問みたいと言われましたが、今ここで、そのことの討論をしないとけりがつかない問題なのか、それとも、その先の基本設計、実施設計の期日を延ばし、その間にそれらに対しての話ができるのか、できないのかを聞かないとそれがだめならば、ここでごっちり話をし、意見を言わないと次にはいけないのではないですか。いかがですか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず、1つは、基本設計は平面を中心としながら、コンセプトを明確にしていきたい。これで議会やあるいは先ほど言いましたように児童生活館の父母、今まで、例えば公共施設をやった時に、町民の意見を具体的に聞いているのは、公民館と役場庁舎しかないのです。公民館は、私が当時職員でしたので、関係団体や町内会、実践会、30数項目の意見をいただき、実施設計の図面を変更する作業をやりました。それから役場庁舎は、プロポーザルとし、何社かを指定した上でデザインを提案していただき、そして議論し、最終的に選考委員会で決め、この庁舎を(株)岩見田建築設計事務所をお願いをしてやる方法をやりました。1億円規模の状況ですから、プロポーザルとまではいきませんが、少なくとも余湖議員が言われたように、まずは基本設計を内部的なコンセプトをきちんと整理し、できた段階で皆さんに提案させていただく。その上で、会計年度でいくと23年度になりますから、状況によっては、繰越明許することもこれは考えられますので、25年度春の開設には間に合うようにということですから、今の状況では、会計の原則からいって申し上げているので、余湖議員の言われることや皆さん方から出ていることをできるだけ可能な限りいろいろな方のご意見を聞いて、それを実施設計や建設に反映させることに最善の努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。同じ内容で6ページの今の児童センターのことで、いろいろ実は、改修から改築への具体的なお話を耳にしたのは、先月の11月でしたか、住民懇談会の時に、はじめて私は具体的な内容といいますか、方向付けについて聞かされました。その後、今いろいろ工藤議員にも一般質問の中で、このことだけは聞いてほしいと聞いていただきましたが、今も2名の議員から、このことについて、おそらく最終的に、ここでかけたら方向が決まると思いますので、議長に止められない限り、一般質問的なことになるかもしれませんが、やはり具体的に設計の段階で、800万円の予算が出ている訳ですから、ある程度のことは、再確認になるかもしれませんが、伺いたいと思います。

以前、財政再建に入る時、当分と言ったのか、将来については、箱物はもうやらない。何とか利用できるものは、利用していきたいとの方向であったものですから、今、27年度までの財政健全化の中では、私は順調に進んでいるのではないかと私は思っておりますが、その思っていた中で、いきなり改修から改築に入るとの話を聞いて、その後、議員の中でもいろいろと論議されているのですが、今、設計に入る段階の以前のことにについて、2、3点確認をして、これから正月に向かって、いろいろ町民の方とお会いしますので、この件については、町の考え方は、このようなことでとお話をしたいので、聞きたいのですが、1点目として、いわゆる去年か、一昨年でしたか、小学校校舎耐震に、1億4千万円をかけて学校指導要領も変わり、40人とか50人から、今はだいぶ少なくなり、将来、場合によっては、25人になるのではないかとということは、少し情報としては知っていますが、何とかこれを利用できなかったのか。例えば、可能、不可能は別として、どうも説明を聞いてみると本当に真剣となってあの校舎、約800人収容できるが、実質は、その半分としても、相当やはり校舎内に余裕があるのではないかと思います。今の制度上、あれは文部科学省だから、あるいは厚生労働省だからということは、比較的やはり緩やかに緩和されているとのお話でしたから、将来の幼稚園など、少し飛躍しますが長寿会館などについても、この建物が利用されるように私は思っていました。その中で、そのことから、はずれて改めてつくることになった本当の経緯は、ここで改めてお聞きしたい。

それから、先ほどから問題になっております期間が非常に短い。その状況として、1つ目として、いわゆる補助金の関係で、道、国の補助金が前倒しで打ち切られる要素があるので、それに何とか間に合わせたいというようなことで3、800、町長は4千と言っていますが、その限度額内で、あわせなければならぬことも分かりますが、果たしてこれが、過疎債も使いますが、この800万円の設計費をかけ、当たるか当たらないか分からない補助金に対応することも補助金の可能性については、おそらく言い切れないが、その可能性が相当強いため、その方向に表現していると思いますが、町民の方もおられますから、なかなか歯切れの悪いこともやはりあるのかもしれませんが、その件について、改めてひとつ新築する経過、学校を使えない、あるいはいろいろな施設が利用できないかをもう1つ加えるなら、将来、幼保一体となった幼稚園をつくるというような考えをお持ちでしたら、場合によっては、この生活館と総合的なものを検討するような余地も、補助金はだめになりますが、そのことまで1つ考えるようなことは、考えられないのか。建物です

から建ててしまうとなかなかどっちもこっちも空いているのに、何でまたつくるのかというような印象が強いので、そのことを改めて伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 一般質問的になりましたが、総合的な観点から、お答えをいただけますか。

教育長。

○教育長（山田日出夫君） 空き教室の利用については、町長から指示があり、私どももその方向性については、あると一時的には、あの時点では、思っておりまして、学校現場に出向いていたり等々しながら、確認をしたところであります。いろいろ理由がありましたが、当時は少人数学級が現実味を帯びてきまして、さらに学年が増えていくこと。それと一見空き教室に見えておりますが、今の多種多様な教育を展開しておりまして、その中で空き教室を有効に利用していること。それとマスに限られ、既に決まっているキャパシティといいますか、造りの中で、果たしてどうか等々ありまして、学校の空きもないということも含め、断念したものでございます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 少し一般質問に類することですから、どこまで答えていいのか、分かりません。

○議長（橋本憲治君） 分かる範囲で、お願いします。

○町長（菊池一春君） 全部分かりますが、少し気になる場所ですので、ただ、どうしてあそこに、あそこにとというのは、今1つの条件としては、小学校ではまず無理。これは今年に、はじまったことではなくて、35人学級が実施する時、以前に、私は学校での児童センター、児童生活館が空き教室を利用することの可能性について、教育長と学校長に問い合わせをし、検討をしていただきました。これは22年度と言ったほうがいいのでしょうか、確か今年から、35人学級がはじまったということです。それからもう1つ、私自身が将来、箱物をやらない。やらないというのは、1期目の話でして、できるだけ箱物やそのようなものを抑えていきたい。すなわち起債がどんどん増やしていく。借金を増やしていくことは、極力避けたい。しかし、必要なものをやらせていただきたいとして、経済対策等を含め、学校の耐震ほか、いろいろなことを1期目にやらせていただきました。2期目では、私は、1つの政策として、今まで我慢をしていただいたことを含め、この4年間なり、あるいはそれでできないかもしれないが、急いでやらなければならない箱物もあります。4つこれは掲げておりますし、当初予算の説明の時にも言っているはずですが、その1つに、まずは児童生活館、それから幼保一体化施設、それ以前にケアハウスの特定化、それから図書館、この4つが、ある意味では、急がなければならないことで、できれば順次やっていきたい。なぜ今、この児童生活館なのかとの点は、1つ、老朽化の問題があります。屋根の修理だけでおそらく過疎計画にものっています、おそらく350万円から400万円ぐらいのお金がかかるのではないのか。それは屋根だけの話でありまして、毎年、非常に老朽化してきている。床や壁の修理等々出てきておりますので、もう施設的には非常に難しいのではないのかと思います。昭和52年に建てた施設でございますから34、5年たっていることもあり、改めて放課後の子どもたちの生活を確かなものにしていくことで私は去年来、内部的な協議を進めてまいりました。今回、2期目の大事な柱として、掲げてきた経緯がございますので、決して唐突にということより

は、私自身は町長として、この4年間の中でやっていかなければならないことの1つとして掲げたということで、まずご理解いただきたい。

それから、補助金であります。これは冒頭一般質問の上原議員の質問でもお話をさせていただきましたが、特養の問題にしても非常に厳しい状況です。福祉の公的補助については、本当になくなってきていますので、今回のこれについても2年に分け、それも繰越ではなくて単年度、単年度と道のある意味では考え方を示されたところですが、私は、この程度の規模の施設を2年に分けることにはなりませんということも含め、再考をお願いして、全道3カ所のうち、全道的にどうするのか分かりませんが、この施設は、全道3カ所で希望が出ているようですが、訓子府は単年度でやらせていただきたいことを申し上げていることが中身でございますので、その点でいくと財源的なことも含め、私は優先的に、これからはじめていきたいのが考え方でございます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 幼保一体化の中に、この児童センターを含めることができないかと私自身も設置場所の時にもお話しましたが、内部検討の中で、例えば、スポーツセンターと一体的に使えないのかや体育館を併用できるような形、検討させていただきました。それから中学校の敷地の中で、できないかも検討させていただきました。その点でいくとやはり建設的に無理があることの判断で、指導員の意見も聞き、やはり訓子府小学校のそばがいい。学校のそばが安全上もいいし、たまたま広場が非常に多く取れ、子どもの遊びのことを考えてもほかに移ることにはならない。例えば、中学校に行きますとどうしても町道末広線を横切らなければならないことや暗い中での移動など、いろいろなことが出てくるので、最終的に場所を設定しました。今の場所が一番いいということで、位置は、あの敷地内の位置は別ですが、その施設に例えば、幼保一体化の話を議員が言われましたように、幼保一体化は、答弁でも申しましたように、民主党の今の政権の中では、26年度に消費税の値上げをもとにして、施設補助の検討を前向きにするのが、政権党の考え方でございますから、26年度にならないと明らかにならないので、私が町長をやっているかどうかとも本当にわかりませんので、その点で言いますと非常に財源的に難しい。それから、子育て支援センターと幼保施設の一体化、例えば、置戸の認定こども園は、子育て支援センターと1つでやっています。しかしやはり、幼稚園、保育園と子育て支援センターという3つの機能を同じ館の中にするのは、かなり無理があるのは、率直な担当の専門職員の意見でございますので、これらは、逆にじっくり時間をかけ、まず現場職員の議論からはじめているところでございますので、この点についてもご理解をいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 今、いろいろな方からお話がありましたので、重複するとは思いますが、あえて児童センターのことについて、お伺いいたします。

町長は、唐突ではないと言われていましたが、やはり唐突感は、否めない部分があります。町の子育て、それから幼保施設も含め、どのようにしていくのかトータルで長い期間をもって考えられたら、良かったと思いますが、今ここでタイムリミットが迫り、それに向かって作業を進めていかなければ進まないことで、審議している訳ですが、やはり児童

センターのコンセプトを町長はお話になっていましたが、補助申請の図面とこれから基本設計に向かって出てくるとは思うのですが、補助申請の図面の中では、子どもの遊び場やいろいろなことやあと夏休み、冬休みの子どもたちが、そこで生活し食事し過ごすその辺の差別化などや子どもの居室が十分とられているのかも含め、まだ詰めていかなければならない部分があると思うのですが、補助申請とこれから基本設計に出すものは、それを基にして、またいろいろなコンセプトや要望を出し、設計をもらう訳ですが、やはりいろいろな考えが出されたことを短い期間ですが、十分いろいろな意見を取り入れるような機会がぜひ詰めていただきたいと思います。

もう1点、5ページ、7目の住民安全対策費の修繕料ですが、これは、若葉町の交差点に設置したことで、若葉町の交差点は事故以来、土現が点滅する<sup>びょう</sup> 鉾も打ったり、いろいろなこともされていますが、あの<sup>びょう</sup> 鉾は、盛り上がってしまして、雪が降った時点で、機能しておりませんし、その場合の修理はどのようになるのか。それとこの「死亡事故あり」の看板は、出してすぐ事故で、破損されたと思うのですが、その場合の修理費は、相手側に賠償してもらえらると思うのですが、この修繕料について、お聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 前段のお話の部分ですが、唐突という部分か唐突ではないという分については、町長からお答えさせていただきますが、先ほどから基本設計と実施設計、それからプロポーザル形式とのお話の順序ですが、まず今、考えていることを順序的にお話しますが、プロポーザル形式にするのは、業者の選定をすることで、本来入札の金額だけで決めればいいものをそれでは、金額でいくとうちが求めているような感じのデザインなどの部分が分かりにくい部分ありますので、今回発注し、見積でもちろんお金は出るのですが、その中に一応、平面図、立面図などのデザインも示され、その中から選んでいく。その業者の中で基本設計、実施設計をやっていこうという今まではないような感じなのですが、そのようなやり方をする。1月10日が一般的な落札日になるという部分ですが、その段階で、もちろん職員の中で、選考委員会をつくりますが、その中でどのデザインがいいか、人によって感覚が違いますので、その中で決め、その業者を選定し、それから基本設計に入っていく部分で、補助申請関係でいくと間取り等の部分は、ある程度の概算で一応発注する間には面積を出したりしなければ、発注の基礎もできませんので、その部分でいけば、基本設計の中で、間取りや使いやすさがどうなのかを提案された中で、それに修正をかけていく。そして、修正をかけた中で、実際の実施設計に入っていきながら、一連の動作です。その期間は、多少時間を置いている部分で、多分それが1週間、2週間、足りなければもう一度置かなければならないというような状況で考えております。今、町長も先ほど少し言いましたが、会計法の関係で今の発注は、1月に契約するとすれば3月31日の形になるかと思うのですが、時間的には先ほど言いましたように6月発注の部分でいけば、新年度に入ってもその設計で設計変更の形になると思うのですが、そして繰り越しをやっていく形で、時間的には我々は、少し時間が持てると思っております。今、予算を上げる段階で、繰り越しとして今上げるような状況になりませんので、今の段階では、そのようなスケジュールにより、今年度中の予算でやる。そして、最終的に時間的、業者的に間に合わないような部分が出てくれば、あまり設計が多くて出てくるのであれば、契約自体の変更をかけ、繰り越ししていくことは、想定の中に入っております

が、今の時点では一応、契約上、会計年度は、単年度でいくのが原則ですので、3月30日でお話し、少し苦しいところはありますが、その関係でいけば、実質5カ月ぐらいの余裕はあると思っていますが、当然その中では、皆さんにお話する段階では利用者、特に、児童生活館の父母の方など、子どもたちや先生方も入るのか、関係者には十分利用と使い方等の意見等を聞き、ある程度まとめた段階で皆さんにはお示しできるようなスタンスで考えているところございます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 唐突との言葉ではないのですが、実際的な中身的に私どもの職員を中心としながら、私の4年目の当初から内部的な協議を開始させていただいた。これもあくまで内部ですが、今年度に入って、先進地視察を既に何カ町村か、やらせていただいている。さらに、本当に必要な施設かどうかも含めて、今、実際に運営している点はあるのかと問題なのかということでは、対象とされる幼稚園、保育園、それから小学生の父母の調査を全部対象者に出して、80%ぐらいの回収率を得て、今回、皆さんのお手元にお渡しした状況でございますので、それらを踏まえて、補助申請、そして確かな基本設計を出していかなければならないとのことで、今、補正のお願いをしているものでございますので、各議員からいろいろ出されておりますご意見につきましては、十分受け止めながら、次に進めてまいりたいと思いますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（林 秀貴君） 続きまして、5ページの2款、1項、17目、住民安全対策費の修繕料の関係のご質問でございますが、昨日の河端議員のご質問の時にも答えましたように、死亡事故後から1カ月の間に続けて4件。総体で5件の事故を受け、警察ならびにオホーツク振興局建設管理部、それと町が協議し、それぞれが行う対策を行ったところです。警察では、一時停止の手直しや止まれの表示の塗り直し、道では、河端議員が言われている道道の道路の中心に道路表面反射装置、俗にキャッツアイと申し上げていますが、それを設置、町では、今回補正で急を要したということで、実施しておりますが、カラー舗装や路面標示を行い、それぞれの役割の中で、交差点としての真偽性を持たせたところでございます。それでご質問の道道の道路表面反射装置については、実は、本来的に埋め込むものなのですが、その辺、旧土現とも話しながら、雪が降る中でも、多少ですが、対応できるように少し上げて、今、設置しております。それと雪が降れば除雪業者に、その辺も含め、対応できるような指示をしているとうちは聞いております。また、町がやりましたカラー舗装やゼブララインにつきましても冬期間ではどうしても雪が積れば、その辺が見えないこともございますので、さらなる交通安全マナーへ心がけるように、交通啓発に努めてまいりたいと思っております。

それと死亡事故の看板の件でございますが、死亡事故が発生した場合、町では「死亡交通事故発生現場」であることの看板を設置しております。9月18日の死亡事故を受け、早急に看板を立てた後に、さらに事故が起きまして、その看板が破損したことで、新しい看板を設置しましたが、その経費については、事故を起こした保険で対応してございます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。4ページをお願いします。先ほど上原議員の質問にありました産業後継者育成基金繰入金の件ですが、この内容について伺いたいのですが、9名になったことで、いつ行かれて、どれぐらいの期間で、何日ぐらい行ったのか。それとここに出ている数字は、個人経費の何%ぐらいにあたるのか。全額なのか。その内容をお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 議案書4ページの産業後継者育成基金繰入金の関係でございますが、実質的な内容につきましては、7ページの農業振興費にあります農業後継者育成事業補助金でございます。この内容につきましては、まず、研修期間が11月10日から17日までの8日間となっています。今回は、JAきたみらい酪農青年部海外酪農視察研修として、その参加費を補助したものであります。研修先につきましては、カナダ、トロント、オタワ、モントリオールの牧場や市場、あるいは機械メーカー等の視察になってございます。参加者につきましては、全部で17名ですが、そのうち訓子府地区からは9人、端野を含む北見市からは7名、置戸が1人の状況になってございます。ご質問にありました費用でございますが、1人あたりの費用が、35万9,100円かかってございます。そこからJAの助成金として、23万4千円がございまして、最終的な自己負担は、12万5,100円、訓子府町の方に限りますが、自己負担は12万5,100円、その3分の2を町が補助するものであり、補助金額が、8万3,400円、その9人分を合わせまして、75万600円となります。そして、当初予算として50万円ありますので、差し引きと端数は切り上げまして、今回、25万1千円の補正を行ったものでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 9番、山本です。この児童センターの6ページですが、この関係で、ずいぶんと皆さんの意見もありました。私は、唐突と思いませんが、言われてみれば確か児童生活館もやらなければならないということは頭にありました。どちらかと言うと図書館が優先との考えを持っていました。しかし、今まで町長、執行者側の説明等々を聞きまして、あるいはまた消費税の値上げもいつ頃やるのかなど、過疎債の問題もあり、あるいは将来に向けて、どのような順番でいくのかということは、当然、執行部が考えることですし、一番大事な政治力を持っているのは町長ですので、その点から伺いたいと思っておりますし、これから年末年始に向けて、佐藤議員言っていたように町民と会う機会があります。おそらく、このことが情報として流れますと町民からいろいろな意見が出てくると思っておりますので、間違った答弁をしては困ると思ひ、再確認のためにお聞きいたしますが、基本的には、間違いでなければ5割補助の感覚でいいのですか。後は多分、過疎債、あるいは一般財源などいろいろあるのですが、これらの中身の関係について、もう少し具体的に、間違っただけで説明したら困りますので、ぜひ説明をいただきたいと思ひますし、もし聞かれた時には、間違いないように伝えておかなければ、この結果は、どうなるか別として、前向きに将来の計画に沿って動くことであれば、そのことだけ、お聞きしておきたいと思ひますが、よろしく申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） まず、児童センターの補助額といたしますか、5割なのかというご質問だったと思います。この事業につきましては、事業費に対する何割との補助ではございませんで、頭打ちというのか、基準が設けられております。今回のものにつきましては、この建物の面積に応じてですが、建物に対する金額とそれから放課後児童クラブ室といたしますか、今までの児童生活館的な部分の部屋をつくることで加算される額、それから備品関係等をあわせました金額の全部で、基準額として5,806万8千円、それの国と道で3分の1ずつ、あわせまして3分の2の分になりますが、3,871万2千円程度。2千円になるか、千円になるか、端数がありますが、3,871万1千円か2千円というところになるとと思いますが、その金額が補助金としていただける額となります。過疎債の話でございますが、過疎債の中のメニューは、存じ上げていませんが、これの補助残は、残ります事業費から補助金額を差し引きました金額に100%の過疎債が充当される事業であるということでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第58号の質疑を終了いたします。ここで、午後2時20分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時20分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第61号の質疑を許します。議案書15ページでございます。

ご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。歳出、一般管理費の介護保険システム改修業務について、もう少し具体的な中身を教えてください。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） ただいま、介護保険システム改修の中身の質問がありました。当初の説明の中に、220万7,100円の経費でお示しをしているかと思いますが、平成24年度に改修する対応製品としまして、その金額が108万、それからシステム構造設計、詳細設計、プログラミングなどがうまく稼働するかのテスト、それから取扱説明書作成等々で、220万7,100円かかることになっているのですが、1人工が4万6千円の単価での算出となっております、トータル16人工、プログラミング等取扱説明の関係につきましては、4万2千円の単価での積算となっております。テストが7人工、人数が少し違います。全部で23人工となっております、そのうち、9人工分の単価が4万2千円ということでの内容です。

改修の内容につきましては、介護保険制度の改正に伴うものですが、介護予防や日常生活支援総合支援事業の創設のためのいろいろなサービスコードの様式変更やその他、全部24時間対応のサービス変更、様式の変更などのための変更が主なものになっているよう

でございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第61号の質疑を終了いたします。

次に、議案第62号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。議案書18ページでございます。

7番、小林一甫君。

○7番（小林一甫君） 7番、小林です。先ほど申し上げました関係であります。マンホールの位置をぜひ車道から、はずしていただきたいというようなことで、お願いをした訳であります。その辺について、どのように考えておられるのか、お伺いしたい。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 今回の下水道の調査設計費の520万円の計上につきましては、道道北見置戸線の道路拡幅に伴い、支障となる下水道管移設の調査設計でございます。現在のところ道路拡幅になりますので、家庭のそばに置いてある公共枡については、それに伴いまして移設となります。下水道の本管につきましては、極力支障にならないければ、そのまま移設をしないような予定ですので、車道に入っている下水道管、それに付帯するマンホールについてもさわらないような形です。今回、どうしても移設をしなければならないという区間につきましては、今、議員が言われるように、その移設場所も含め、今回の設計で道路管理者であるオホーツク総合振興局建設管理部、旧土木現業所と今後協議していくような形になりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第62号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

5番、余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 5番、余湖です。私は、議案第58号について、一部を除いては、賛成ですが、その一部について、希望があり、それが叶うのなら賛成したいという意見はだめですか。

○議長（橋本憲治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時26分

○議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

5番、余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 5番、余湖です。議案第58号について、反対討論を行います。議案第58号の6ページ、児童センターの実設計業務について、先ほどの質問の中でも

分かったのですが、年度の関係もありますし、今認めなければ1月の基本、実施設計の入札に対し、支障がでることは、よく分かりましたので、これは認めたいと思うのですが、しかし、これを今認めてしまいますと時間的なタイムスケジュールの中で、我々は実際にこの問題について、委員会の中で説明を受けていますし、今日の本会議と2つしかなかったもので、この中では、我々の意志、希望などが十二分に伝えられる時間がなかった訳です。反対するにあたりまして、その基本設計、今は補助申請するための図面を我々は見せていただいています。次の段階として、実際に基本設計をお願いするにあたって、我々もコンセプトから意見、希望を述べたいと思いますので、その時間をとっていただけるとの確約があれば私は賛成したいのですが、今の段階では、反対させていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第58号に対する賛成討論の発言を許します。

10番、上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 10番、上原です。今、余湖議員から、今までの経緯の中で、なかなか自分の意見が言えないとの反対討論がありました。ある意味では、時間的な制約があり、それぞれの議員から出た問題点もあると私も認識しておりますが、しかし、理事者側から説明のあったこの事業に対する予算の問題等々も含め、考えますと今のこの時期に1つの方向性を定めざるを得ないと考えますし、先ほど私の質問に対しても基本設計の段階をもって十分に議員ならびに利用者の意見も聞く努力もすると明言されました。その点からして、この議案第58号については、賛成をいたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第58号に対する反対討論の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第58号に対する賛成討論の発言を許します。

3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 賛成討論として、発言させていただきます。まず、1つには、児童センターの整備は、今やらなければいけないということです。センターの建設については、全面的に賛成をする基本的な立場から、先ほどから、昨日の私の一般質問等も含め、確かに先ほど余湖議員が、反対討論の中で言われたような懸念はありました。ただ、先ほどからこの質疑の中でもある一定程度、町のいわゆる理事者側のこれに向かう姿勢と言いますか、可能な限り、利用者の声も聞きながら、議会にも諮っていくということが答弁の中でも言われておりますので、そのことを考えますと先ほど上原議員が言われましたように補助金等々の問題も含め、やはり今しっかりと進めていかないとなかなかこれが後になるとまた大変な問題が、別の形での問題が出て困りますので、進めていかざるを得ないというのが私の考えであります。同時に要望となりますが、先ほど答弁の中で言われました十分、まずは利用者の方々の要望、そこら辺だけは、十分時間ない中でも、とっていただきながら進めていただきたいことをあえて要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（橋本憲治君） 次に、反対討論の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） もう賛成討論いいかと思いますが、感じたことを述べて賛成討論にかえたいと思います。この事業については、先ほど申し上げましたように唐突というような考えの部分も一部にありましたが、確かに思い起こしますと町長が口に出していたことを思い起こし、さらにまた、今、工藤議員が言われたように、今後の計画等々含め、どれかから手を付けていかなければならない課題と思っています。同時に、設計業務の中で非常にきゅうきゅうというような設計の関係もありますが、我々の委員会の中でも、この図面を見て、遊戯室が少し狭いのではないかといろいろな意見も出ていましたので、当然おそらくそのことを加味した中での設計変更等も含め、考慮し、考えてもらえらると思っていますので、この案件については、補助事業の関係、あるいは過疎債の関係等々を含め、総体的に考えて、手をつける時期ではないかということで賛成討論といたします。

○議長（橋本憲治君） ほかに反対討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、賛成討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第58号、議案第61号、議案第62号の採決をいたします。

まず、討論のあった案件から採決をいたします。

最初に、議案第58号は原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、討論のなかった案件については、一括採決をいたしたいと思います。

議案第61号、議案第62号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号、議案第60号、議案第63号、議案第64号

○議長（橋本憲治君） これより、提案理由の説明が終わっております議案第59号、議案第60号、議案第63号、議案第64号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第59号の質疑を行います。議案書9ページでございます。

1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 1つだけ、この件にかかわって質問したいのですが、11ページの歳出の国庫支出金返還金、道支出金返還金にかかわることなのですが、これは説明の中では、特定健診にかかわる返還であると説明で理解していたのですが、若干この内容です

が、いわゆる特定健診が、当初の計画よりも少なかったことだと思うのですが、できればどれくらい少なかったのか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） ただいまのご質問でございますが、当初予算額を含めまして、800人で予算確保しております。補助申請につきましても800人、大体、対象者の50%を割るかどうかの人数なのですが、ここ数年この人数で予算を計上し、補助金の申請もしております。当然、25年度までに65%以上の受診率にすることがありますので、20%や30%の予算ではなく、50%あたりをみているのですが、なかなか結構いろいろなことをやってみているのですが伸びない。結果が、この22年度分でいきますと453人の実績となっております、800人に対しまして347人が見込んだよりも少なかったことで、3分の1の補助金ですが、44万7千円ずつが返還になったことでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第59号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号の質疑を行います。議案書12ページでございます。

1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより、議案第60号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号の質疑を行います。議案書21ページでございます。

1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより、議案第63号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号の質疑を行います。議案書23ページでございます。

1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより、議案第64号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合のため、午後2時45分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時44分

○議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

#### ◎追加日程の議決

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、西山由美子君ほか4名から、意見書案第8号 TPP交渉参加に反対する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第8号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

#### ◎意見書案第8号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第8号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

西山由美子君。

○8番（西山由美子君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第8号について、ご説明をいたします。

意見書案第8号

TPP交渉参加に反対する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成23年12月14日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

訓子府町議会議員	西山由美子
〃	山本朝英
〃	安藤義昭
〃	小林一甫
〃	上原豊茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月14日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

外務大臣様

経済産業大臣様

農林水産大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑に入ります。質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

- 議長（橋本憲治君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。  
よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。  
よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

- 議長（橋本憲治君） これにて、平成23年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労様でございました。

閉会 午後 2時50分